

特218

287

NOUVEAUX COURS DES RELIGIONS JAPONAISES

要史派各宗眞

倫無下日



院書方東



始



特218
287

真宗各派史要

日下無倫

目次

緒言……………一

第一章 佛光寺史……………一

 第一節 佛光寺創立以前に於ける原始教團……………一

 第二節 佛光寺の創立……………三

 第三節 名帳について……………一〇

 第四節 繪系圖について……………一六

 第五節 光明本尊について……………三〇

 第六節 結語……………三六

第二章 木部派の起原及びその發達……………三七

第三章 越前に於ける四派の起原及びその發達……………六三

第四章 一遍門下の異風……………六八

第五章 興正寺派の起原及びその發達……………八〇

眞宗各派史要

日下無倫

緒言

今茲に眞宗各派の歴史を叙述せんとするならば、無論、現存の十派全般に亘つて筆を執らねばならぬ筈である。けれども、本派、大谷派、高田派の三大宗派については、已に梅原眞隆、三井淳辨、その他の三氏がそれ／＼分擔して執筆さるゝ筈になつてゐるから、たとへ、予が「眞宗各派史要」といつた題名をかゝげてゐるにしても、その記述せんとするところは、かうした三派を全然除外した他の諸派に限るといふことを豫め承知してもらはねばならぬ。で先づさしあたり佛光寺派についてその寺史の概要をのべ、ついで興正寺派、木邊派にうつり最後に越前の四派にも説き及ぼしたいと思ふ。

第一章 佛光寺史

第一節 佛光寺創立以前に於ける原始教團

眞宗の原始教團を代表する唯一のものは、何といつても大谷本廟を中心とする本願寺の教團であらねばならぬ。開祖親鸞の滅後、師を思ふ遺弟の念力と、亡き父を思ふ女性の愛慕の情から打ち立てられた大谷本廟が、眞宗の原始教團の中心として存在する以上、そこには必ずや門弟の代表として本廟守護の任に當るべき職務、いはゆる留守職なるものがなければならぬ。先づ親鸞の季女覺信尼がその職に任じ、ついでこれをその子覺惠に譲つたが、徳治二

年覺惠示寂し、延慶二年覺如がその後を受けてよりこのかた、彼は實に四十餘年間の長きに亘つて、本廟留守職の重任に就いたのであつた。

大谷本廟に於ける留守職の権限については、最初に留守職の任に當つた覺信尼の規定する所によれば、文字通りに唯門徒の代表として本廟を守護する所の職務であつて、決して教團を統一し主宰すべき権限ある地位のものではなかつた。けれども本廟そのものが、開祖親鸞の墳墓の地であり、且つ教團の中心として存在する以上、常にその守護者を以て任ずるものがしらすくの間にもその教團の主宰者たり統一者たりうることは蓋し自然の成行である。かて、加へて法を如信より受け、留守職を覺惠より受けた本願寺覺如といへば少壯時代から本廟を以て教團の本寺となし、留守職を以て直に主権者たらしめんとするの希望を有してゐたから、彼のかうした計畫は、留守職襲職以後に於て着々としてその實現を見ることとなり、遂に本廟即本願寺を以て諸國の門弟を統一すべき本寺としたばかりでなく、留守職は正に開祖親鸞の正意を繼承するものとして、全く一宗としての教權を掌握するに至つたのである。近世に至つて本願寺の留守職をば神聖にして犯すべからざる唯一絶対の法主と稱するに至つたが、そのいはゆる法主なるものは正しく祖聖親鸞の延長であり、法門の擁護者であり、そして正邪に對する最高批判者であつて、それ以外のものはすべてこれに絶対服従すべき義務を負はされてゐた。かうした法主神聖論ともいはるべきものは已に當時覺如の主張に基いたものであつて、本願寺の基礎も亦實にこの時に至つて完成したものといはねばならぬ。

けれども大谷本廟を中心とする一派が、學殖と信仰とに於て確かに出色した覺如の計畫によつて、獨立の形成を示し得た頃は、やがてまたその反動としてをのづから教團相互の連絡も薄らぎ、各地に於ける宗派的獨立の小教團を醸

成するの時であつた。下野の高田門徒、山城佛光寺門徒、近江木部門徒、北國の如道一派といふたものは實にこの時に至つて頭をもたげたのであつた。思ふにかうした教團分裂の原因については、一面親鸞より直接に教化をうけた門弟等は悉く逝き、教團の空氣も亦時代の變遷によつて次第に變化を齎らした結果に依るものと思はしむるが、他面に於て、本願寺留守職権限の擴張により、諸國門徒に對する覺如の態度がそのよろしきを得なかつたがためではなからうかと想像さるゝのである。西本願寺寶藏には曆應二年十一月二十八日附の覺如の置文即ち讓狀なるものが一通ある。これで見ると、覺如は留守職の後任をば全く自己の意志によつて決することを得るものとして覺信尼の最後狀を無視し、その後を繼ぐべきものを内室の善照尼とし、善照尼の後は從覺、從覺の後は光養丸(善如)として、當然後繼者たるべき位置にある長子存覺をば絶対に排斥すべしと言つておる。思ふにかうして何等門徒に對して一言も相談することなき覺如の所置は、言はゞ專横と名づくべきものであつて、これらはやがて田舎の門徒等の心情をばどうして害せずすむことができやうか。

今その當時に於ける有數なる教團であつて、將來獨立して一宗派を形成するに至つた佛光寺教團から順次に述べてみたいと思ふ。

第二節 佛光寺の創立

佛光寺の教團とは申すまでもなく、京都洛東汁谷の佛光寺を中心としてあらはれた教團のことである。

その起原について、さしあたり佛光寺の寺傳によるならば

開祖親鸞は建暦元年十一月十七日に流罪赦免の勅にあひ、ついで翌二年八月二十一日に一旦歸洛して山城國山科郷西野村に一字を建立して興隆正法の道場となし興正寺と名けた。此れが正しく佛光寺の起原である。その後親鸞は衆生教化のために關東に往つたので、安貞元年上足の眞佛がこゝに住し、ついで源海(光信)、了海(顯明)、誓海(願念)、明光(了圓)等と次第相承して第七世佛光寺の中興了源に至るや、寺基を京都に移して大にその勢力を擴張したといつてゐる。

以上は佛光寺に傳はる了源以前の沿革であるが、今冷靜なる史眼を以てすれば、かうした寺傳とはやゝその趣を異にし、佛光寺は明らかに了源によつて開かれたものであつて、了源は中興といふよりも寧ろその開基といはねばならぬ。恐らく了源以前の系譜は後世から了源系統の人々を求め來つて、わざとこれに當てはめた結果にすぎないものであらう。

開基了源の假號は空性房といふ。その人物については随分様々の傳説に彩られてゐるが、元應二年(皇紀庚申一九八〇)初めて大谷に至り、覺如の門に入つてよりこのかた、その長子存覺の教化によつて眞宗の法門を學んだ。史的價値に富んだ存覺一期記の元應二年の條によると、

佛光寺空性初參、彌三郎 六波羅之南方越後守維貞家人、比留左衛門太郎維廣之中間也、初參之時申云、於關東承此御流念佛知識者甘繩了圓、是阿佐布門人也。而雖掛門徒名字、法門已下御門流事更不存知、適々令在洛之間所參詣也、毎事可預御諷諫云云

とあるから、これによつて了源の素性を一通り知ることができるとあるから、これによつて了源の素性を一通り知ることができるとあるから、これによつて了源の素性を一通り知ることができるとあるから、

そも武家時代に於ては京都六波羅、九州、奥州の三所にそれ／＼探題なるものを置いて鎌倉の執權に嗣ぐべき要職たらしめた。その中六波羅探題といつても南北兩方に分かれたれ、南方探題は、今の方廣寺博物館附近が丁度その位置にあつた。探題が重要な役目を掌るだけ、それだけその位置に就く資格も亦六かしくあつて、北條氏一族の外他氏を補するといふことは決してなかつた。存覺一期記に先づ越後守維貞の名をかゝけてゐるが、維貞とは正和四年九月補職より正中元年八月罷免に至るまで足かけ十一年間在職の六波羅南方探題北條維貞(或は大佛維貞とも云ふ)その人のことである。その家人に比留左衛門太郎維廣といふものがあつてその中間をつとめた彌三郎が即ち了源の俗體であるといつてゐる。思ふに中間とは雑卒の一種であつて、侍と小者との間に位するから、さうした名稱が起つたともいふが、要するに極めて位置の低い武士のことだけは明らかである。従つて彼の出生が華やかな貴族出身ではなくして、阪東に於ける下層階級の武士であつたことは容易に想像される。耶蘇教の開祖クリストが大工の子であらうが、日蓮宗の開祖日蓮が旃陀羅の子であらうが、それ故に教祖そのものゝ人格が決して下がるものでもなければ、それに對する信仰に毫末の動搖を來たす虞れも決してないのである。佛光寺傳燈第十世唯了の作つた「了源上人傳」には明らかに了源の第三男といひ、澁谷歷世略傳には同じくその第二子といひ、「佛光寺法脈相承略系譜」には勢州竹中館の人などゝ謂つて、随分いろんな傳説に彩られてゐるけれども、その素性が「中間」階級の武士の出身といふところに予は却て言ひ知れぬ尊とさがあるやうに思ふ。

了源の念佛の知識として掲げられた、甘繩了圓と言ふはいはゆる鎌倉甘繩郷の明光(近江光照寺所藏親鸞聖人交名

帳による(二)のことであつて、これをしも存覚一期記に「阿佐布門人」といつてゐるのは、明光が武藏國阿佐布の了海(願明)の系統に屬してゐるからさう考へられたのであらう。攝州西成郡西中島村光用寺に、了源の壽像と稱するものを一幅傳へてゐるが、(絹本着色、大きき竪四尺一寸八分、横二尺九寸)台座の後背には衝立様のものを廻らし、前面に置かれた經卓には折本の淨土三部經が、大無量壽經、觀經、阿彌陀經とそれ〴〵順序よく列べられてゐる。思ふに後背に衝立様の圍みがあること、淨土三部經が置かれてゐることはたしかに本圖の特色であつて、佛光寺の列祖像以外にはかうした形式を殆ど見ることができないのである。備後の寶田院にも亦此れと同一種の了源の畫像を傳へてゐる。相好圓滿といふべき了源の像を見るに、先づその偉大なる頭は直に頭腦の明晰なることを物語つてゐるが、眉宇や口先のあたりには何となく慈愛をたゞへた面影がある。けれども相好全體からいへば、公卿殿上人の出家といふよりも、寧ろ武人の豪氣に包まれてゐることだけはどうしても、いなむことができないのである。

二

さて佛光寺の創立事情についていふならば、元應二年八月了源二十六歳の時自ら起草し勸進した所の勸進帳を見れば容易くわかるのである。即ち同帳の開卷第一に

勸進沙門空性敬白、コトニ十方檀那ノ助成ヲカウフリテ、山城ノ國山科ノホトリニオイテ、一字ノ小堂ヲ建立シテ彌陀如來ナラヒニ聖德太子ノ尊容ヲ安置シタテマツリ、念佛三昧ヲ勤行シテ、有縁無縁ノ幽靈ヲトフラハントコフ子細ノ狀

といふてある以上、建曆二年に親鸞が山科に之を創すといふ寺傳も、建曆二年に徒弟あつて一度京都の西洞院華園に

之を創し、後に了源が山科に之を再興した(本願寺通記第六に出づる一説)といふ説も、今かうした第一史料に遭遇するときは忽ちにして打ち碎かれてしまふ。勸進帳に單に一字の小堂といつてゐるが、彌陀如來と聖德太子との兩像を安置せんことを希ひ、彌陀ノ尊形ニオイテハ有縁ノ古像ヲエテモテコレヲ渴仰シ、太子ノ聖容ニイタリテハ彫刻ノ微功ヲイタシテモコレヲ歸敬ス。シカルニ住持ノ本尊アリトイヘドモ、ウラムラクハ安置ノ精舎ナキコト」と言つてゐるから、當時の寺院としてはやゝ完備したものが計畫されてあつたことは推しえられるやうに思ふ。特に雍州のうち山科のほとりにその場所を選定した理由については、勸進帳に

山科ノホトリニ一所ノ靈地アリ、ケダシ無雙ノ勝境ナリ。ヤマフカク地シヅカニシテ、サラニ慣闌ノコエナク、サトトヲクミチサカリテ、ハルカニ囂喧ノキキヲヘダツ。觀念ニタヨリアリ、練行ニサマタゲナシ。仍コノ名區ニツイテ梵闍ヲカマヘントオモフ

とあるが如く、全く勝地にあこがれて念佛勤修の淨場を建てんとしたのであつて、決して祖聖が因縁の故地といふのではない。

かくて了源自ら勸進沙門となることによつて、廣く募縁した結果、山科の靈地に打ち建てられた小堂は、元享三年に至つて全く落成した。(一)山科の興正寺といふが即ちそれであつて、その時、寺號は覺如によつて命名されたのであつた。

ついでその翌正中元年には八月の秋彼岸の中日をトして興正寺落成の供養會を營んだが、その時導師の大役をつとめたのが存覺で、衣體は鈍色甲の袈裟といふ嚴重な裝束であつた。(二)その後いかなる事情によるものか、當山科の寺基

を洛東今比叡竹中庄汁谷(澁谷)の地に移して、大に寺域の擴張を計つたが、嘉暦のころ竣成して存覺自ら興正寺の名を改めて佛光寺と命名した。^(三)かくて初めて史上に佛光寺の名を見ることがなつたのである。改名について寺傳ではいふろんな奇蹟的事實をかゝけてゐるが、さうした奇蹟の穿鑿よりも、寧ろ覺如の命名(興正寺)から存覺の命名(佛光寺)に移り變つたことを注意する必要がある。元徳二年、春二月の彼岸の中日には、存覺を大導師として再び落慶供養の式は擧げられ、ついで建武元年には盛大なる本尊開眼の供養が行はれたが、これより佛光寺を中心とする眞宗教團はいやましに榮えて往つた。

註(一) 存覺一期記の存覺三十四才元享三年の條に曰く、

五月趣歸洛、了源所建立寺山科也。

(二) 同記の存覺三十五才正中の條に曰く、

七月二十四日愛光誕生、在所佛光寺也。八月時正中、山科興正寺靈性建立寺寺號大上被付也予致供養了。裝束純色甲袈裟也。

(三) 同記の存覺四十一才元徳の條に曰く、

二月時正中日供養佛光寺本寺興正寺一兩年前以前導師予、聖道出仕儀式也。自山科移之、予改佛光寺

三

佛光寺の創立と發展とに盡した功績は申すまでもなく開山了源それ自らに歸せねばならぬが、しかしその背景となつて、直接或は間接にその指導を與へた存覺その人については忘れてはならないと思ふ。

了源と存覺とが特に親密な間柄であつたことは、彼が前後二回までも佛光寺供養の導師に任ぜられたことや、彼に

よつて興正寺の名が再び佛光寺と改名さるゝに至つたことによつても知られるが、尙そればかりでなく、了源は存覺から數十帖の眞宗聖教を傳受し、又は聖教の註疏を乞ふなどして、専ら佛光寺を中心として教團の擴張に力を注いだ點である。

淨土眞要鈔二卷、諸神本懷集二卷、持名鈔二卷、女人往生聞書一卷などは、何れも元享四年存覺が三十五歳の時、了源(當時二十歳)の所望によつて選述されたものであり、破邪顯正鈔三卷はかつて元享四年八月山科興正寺供養の導師たりしときの存覺自らの作であるが、後嘉暦三年十一月に至り、特に了源の請によつてこれを漢文體に改められたものであり、(本派本願寺藏本によつて知る)、かの眞宗信徒の間に行はれた光明本尊を解釋した辨述名體鈔一卷は彼がいつの作であるか一向不明であるがしかし存覺述作の「淨典目錄」に、了源の所望によつて著したことを記してゐる邊から見ても存覺と了源との親密の度が伺ひ知られるやうに思ふ。今存覺の著述の中から、了源に關係する識語を摘出すれば左の如くである。

一、諸神本懷集識語

元享四歲甲子正月十二日、依釋了源託、染筆訖。此書雖有日來流布之本、文言似令相違、義理非無不審之間、大略加添削畢。是則依爲願主之命也、定招諸人之嘲歎。

二、持名鈔識語

元享四歲甲子三月十三日抄記之、授與釋了源畢、蓋依彼命不顧其憚更不可及外見而已、存覺。

三、淨土眞要鈔識語

元享四歲甲子正月六日コレヲカキシルシテ釋了源ニ授與シヲハリヌ。ソモノコノフミヲシルスヲコリハ日コロ
 淨土文類集トイフ書アリ、コレ當流ノ先達ノカキノヘラレタルモノナリ。平生業成ノ義不來迎ノヲモムキホ、カ
 ノ書ニミエタリ。シカルニソノコトハクハシカラサルアヒタ、要文ヲソヘカサネテ料簡ヲクハヘテシルシアタフ
 ヘキヨシ了源所望ノアヒタ、淺才ノ身シキリニ固辭ヲイタストイヘトモ、連々懇望ノムネ歎シカタキニヨリテイ
 ササカ領解スルヲモムキヲシルヲハリヌ。カノ書ヲ地體トシテ文言ヲクハフルモノナリ、マタソノ名ヲアラタム
 ルニヘハ聖人ノ御作ノナカニ淨土文類聚鈔トイヘルフミアリ、ソノ題目アヒマカヒヌヘシ、コレサタメテ作者ノ
 題スル名ニアラシ、他人ノチニコレヲ案スル歟ノアヒタ、ワタクシニイマコレヲ淨土眞要鈔トナツクルモノナリ、
 オホヨソイマノフルトコロノ義趣ハ當流ノ一義ナリ、

シカレトモ常途ノ義勢ニアラサルカニヘニ一流ノナカニヲヒテナヲコノヲモムキヲ存セサルヒトアリ、イハ
 ヤ他人コレニ同スヘカラサレハ、左右ナク一義ヲノフル條荒涼ニニタリ、カタノソノハ、カリアリトイヘトモ
 願主ノ命ノサリカタキニヨリテコレヲシルスモノナリ、文字ニウトカラン人ノコ、ロエヤスカランコトヲサキト
 スヘキヨシ、木主ノソノミナルニヘニ重々コトハヲヤハラケテ一々ニ訓釋ヲモチキルアヒタ、タ、領解シヤスカ
 ランヲムネトシテ、サラニ文體ノイヤシキヲカヘリミス、ミンヒトイヨノアサケリヲナスヘシカレニツケコレ
 ニツケユメノ外見アルベカラス、アナカシコノ釋存覺

第三節 名帳について

かくのごとくして了源の力によつて、一派獨立の色彩は漸次に濃厚となつたが、この派の特色をして益々濃厚なら
 じめたものは何といつても名帳、繪系圖などいふものを作つたことであつて、了源はこれを祖師の規範と主張して、
 弘く門徒の心を收攬しやうとしたことである。

今建武四年にできた覺如の改邪鈔二十章段を通覽するに、了源を所破としたと考へらるゝもの第一、第二、第七、
 第二十の四章を見出しうるが、それより八年目即ち康永三年十一月に、水戸願入寺の先祖たる大綱の空如(即ち信藝)
 が上洛したときに、祖師一流に於て守るべき六箇條が大谷本願寺に掲げられた。その六箇條については「常樂寺傳二
 十四輩名位之事」、「叢林集」、「實悟記拾遺」等に記されてゐるから、今さしあたりそれによつて示さば左の如くである。

- 一、於祖師御一流名帳ト云事無之事
- 一、同御在世之時、繪系圖ト云事無之事
- 一、遠國御直弟京都之外ニ御本寺無之事
- 一、祖師御名字之字不可付之事
- 一、何阿彌陀佛ト不可付之事
- 一、裳無衣黒袈裟不可用之事

此六箇條堅可被相守、故小比叡空性房私構自義彼方へ不可有經廻之由也 文字失念取重 所念抄出也
 康永三年十一月七日

釋 覺 如 御判
 釋 空 如 御判

この六箇條は了源の滅後、その弘むるところの法門が餘りに隆盛に赴いたがために、これに對して本願寺が態々この掟の張り文をしたことは明らかであるが、六箇條の中でも第一、第二の兩條は正しく了源所立に對したものであり、第五、第六の兩條は正しく一遍系統の風儀をさして言つたものであらう。

第一にかゝぐる名帳といふのはいわゆる親鸞上人門弟交名帳のことであつて、一味同心の人々の名字を相傳の系譜體に書き現はした帳簿である。繪系圖(この事は後にいふが)の前序に「先年名字をしるして、系圖をさだむといへども、かさねていまこの書圖をあらはすところなり」といふ所から見れば、先づ名帳が出来て、それから次に繪系圖ができたやうである。思ふに交名帳の自派の系統(了源)の下に念佛同心の人名を登録するのであるが、その登録した時が正しく往生の定まるときであつて、一度この名帳に加はるものは往生決定の身となることをうる。そしてそれが宗祖親鸞の遺範であると了源は主張した。かの唯一の遺著なる「莫圖錄」(元徳元年選)に

一向ニ聖人ノオシエヲ信シテ念佛ヲ行スルノウヘヨリ有縁ノヒトニモオシエテ行セシムヘシ。コノオシエニシタカフノトモカラハ、スナハナ聖人ノ門葉ナレハ、各々ノ門徒ニクワヘテ惣ノ衆議ヲヘテ系圖ニクワフヘシ

といふがごときはたゞ名帳勸録を説いたばかりであつて、決して積極的にその時節を以て往生定得の時尅と斷言したのではないが、しかしこれに對して當時の覺如がその著改邪鈔第一條に「一、今案の自義を以て、名帳と稱して祖師の一流を亂る事」と標し、次で「名帳と號してその人數をしるすを以て、往生淨土の指南とし、佛法傳持の支證とすといふことはこれおそらくは祖師一流の魔障たるをや」といひ、また「平生業成の他力の心行獲得の時尅をきゝたがへて名帳勸録の時分にあたりて往生淨土の正業治定するなんと、はしきゝあやまれるにや」と嚴しく之を評破してゐる邊

から見れば、名帳勸録の時節を以て往生淨土の正業が定まるものと説いたことは明らかである。近江阪田郡法性寺村大字世繼の深光寺に、「一向專修念名帳序」と名くる一紙の聖教がある。寛文四年七月、室村佛嚴寺所藏の正本から謄寫したことは、その奥書によつて知らるゝ所であるが、しかしそのできた年代はたしかに了源時代まで上りうるやうに思はれる。今その全文を示さば左の如くである。

一向專修念名帳序

右專修念佛ノ淨業ハ決定往生ノ正因ナリ、是則一向ノ名言ヲアキラメンカタメニヒロク三經ノ施設ヲ窺フニ大經ノ下卷ニ三輩ノ往生ヲ説ク時、通シテ一向專念無量壽佛トイヘル文コレナリ。シタカヒテ善導和尚觀經ノ流通ノ文釋セラル、トキ、上來雖説定散兩門之益望佛本願意在衆生一向專稱彌陀佛名トイヘリ。經文トイヒ解釋トイヒ一向ノ義ニヲイテナンソウタカヒヲナサンヤ。和朝ノ高祖源空聖人ヨリ以來タ專ラ一流ノ血脈ヲツタヘテ一宗ノ相傳ヲタツルアヒタ同心ノ行者ヲモテ是名帳ニノスルトコロナリ。シカレハコノ名帳ニツラナルヲ以テ一念發起ノハシメトシ、コノ相承ニクハ、ルヲモテ一佛淨土ノ縁トセンカタメニ其名ヲコノ帳ニノセテ其縁ヲ彼土ニ期スル所ナリ。仰願ハ西方極樂化主阿彌陀如來フシテコフラクハ代々血脈ノ先德哀愍納受知見證明シタイハ

右ハ室村佛嚴寺正本之書寫者也

吉時寛文四甲辰年七月 日敬白

これはこれ改邪鈔本に「なかんづくに、かの名帳と號する書において序題をかきあまさへ意解をのふと云云、かの作者にをいて誰のともからそや」といふが、その中の序題といふが恐らく今の「一向專修念名帳序」一紙のことであら

うと思ふ。文中に「この名帳に於けるを以て一念發起のはじめとし、この相承にくはるを以て一佛淨土の縁とせんがために、其名をこの帳にのせて其縁を彼土に期する所なり」といつてゐる所は、明らかに名帳勘録の時節を以て往生定得の時尅としたことは争はれぬ事實である。

それで名帳といひ、次に言はんと思ふ繪系圖についてみても、それ自體は決して破邪すべきものでもなく、却つて賞讃に價するが、只禍根の存する所は、名帳へ登録するの時、往生の業が治定すると思ふ、その僻見だけである。それであるから交名帳そのものには決して之を破邪すべき何者もない。

全體交名帳といふは「吾妻鏡」卷四十九正元二年二月二十三日の條に、六齋日及び二季の彼岸に於て殺生禁制違反の者を注進交名せしめた例などもあつて、恐らく當時の公廳に提出した注進狀であつたにちがひない。現存する親鸞聖人門弟交名帳の中に於て、確實なりと認むべき三州桑子明眼寺の藏本と常陸下妻光明寺の藏本には「右親鸞上人門弟等交名大概注進如斯」と記して明らかに注進狀の形式をとつてゐる所からみてもそれはよくわかる。けれども佛光寺派所傳の交名帳に於て、荒木の光信の系統即ち了源の系譜だけが著しく詳述されてをることゝ、注進狀の形式をとつてゐないといふことは、特に注意すべきことであつて、これは他の交名帳から見ても、了源等の趣意が交名帳本來の性質と全く違つてゐることを認めざるを得ない。しかしながら佛光寺第十世唯了が至徳三年正月了源の五十回忌に當つて著した了源傳にも「然るが故に祖範の交名帳を再興ありて、先づ譯解の徒を教誡したまふに、速に回心して正義に歸し云云」といつて已に開祖親鸞が之を用ひられたやうに申してをり、覺如も亦これを「この條號するところ黒谷本願寺兩師御相承の一流なりと云云」といふ邊から、了源等が當時かやうに申し觸れたことは明らかである。けれども覺

如上の選定と傳へる親鸞門徒の正流所謂二十餘輩の末流に、かうした傳説が存在しない以上、これは明らかに了源創作の獨白の法門たることは言を俟たないのである。

今現存する親鸞聖人門弟交名帳につき予の知りえたところを列擧するなれば凡そ左の如くである。

- 一、常陸稻田西念寺本 寛元三年九月注進
- 二、三河桑子妙源寺本(卷子本) 康永三年十月注進
- 三、常陸下妻光明寺本(卷子本) 注進狀形式
- 四、甲斐等々力萬福寺本(本願寺通記所載)
- 五、京都市光蘭院本(集作 了辨 願主 道法)(卷子本)貞和三年七月五日寫
- 六、近江津ノ里光照寺本(折本) (室町時代寫)
- 七、近江今川光台寺本(卷子本) 明德元年九月廿三日寫
- 八、越前平吹淨願寺本
- 九、近江樋口明照寺本(願主道法)

以上列擧した九種類の親鸞門侶交名帳の中、一―三に至る三種は注進狀の形式をとつてゐるが、四―九に至る六種は了源系統に屬する交名帳であつて、全く普通の形式を踏んでゐる。これらについての説明はすべて雜誌「佛敎研究」第二卷第四號に掲ぐる拙稿ならびに、「佛光寺小部集」の末尾に附する拙稿「光照寺光蘭院兩傳の宗祖門侶交名帳」に譲るから、それらを参照されんことをのぞむ。

第四節 繪系圖について

次に繪系圖とは、先きにいふ名帳に道俗男女の畫像を加へて、一層具體的に相承の次第を表はしたものである。であるから名帳も繪系圖も素より同一趣意から出立してゐることは明らかであるが、繪系圖に相承の次第を示してゐる所に名帳の名残を留め名字のそれ〴〵に畫像を加へる所に光明本尊(これについては次節に説く)の面影が偲ばれる。思ふに一方に名帳があり、他方に光明本尊があるのでかうした二つの異つた形式からそれ〴〵影響をうけて、をのづからその中間に位すべき繪系圖といつた一形式が案出されるに至つたものだと思ふのが至當であらうと思ふ。

名帳(系圖のみ)

繪系圖(畫像と系圖)

光明本尊(繪のみ)

そも〴〵繪系圖の内容については、大體二つの部分より構成されてゐるものであつて、先づ初めに序題としての詞書をのせ、ついで本文として數多の道俗男女の繪姿が描かれてある。今、説明の便宜のために、最近眼福を得た所の京都佛光寺派本山に藏する繪系圖について、その序題の全文を示さば左の如くである。

一流相承系圖

右親鸞聖人ハ、眞宗ノ先達、一流ノ名徳ナリ。勸化都鄙ニアマネク、化導道俗ヲカネタマヘリ。カノ御門徒アマタ

ニアヒワカレタマヘルナカニ、予カ信知シタテマツルトコロノ相承ハ、眞佛、源海、了海、誓海、明光コレナリ。コ、ニ了源、カノ明光ノヲシヘヲタモチテ、ミツカラモ信シ、ヒトヲシテモ行セシム。無智ノ身ナリトイヘトモ、佛法ヲアカムルコ、ロアサカラス。愚鈍ノ性ナリトイヘトモ、他力ヲアフクオモヒフタコ、ロナシ。シカルニ予カス、メヲウケテ、オナシク後世ヲネカヒ、トモニ念佛ヲ行スルトモカラ、ソノカスマタオホシ。佛力ノ加被マコトニワタクシニアラサルモノヲヤ。コレニヨリテ道場ヲカマヘテ本尊ヲ安シ有縁ヲス、メテ念佛ヲヒロムルタクヒ、先年名字ヲシルシテ系圖ヲサタムトイヘトモ、カサネテイマコノ畫圖ヲアラハストコロナリ。コレスナハチカツハ次第相承ノ儀ヲタ、シクセシメンカタメ、カツハ同一念佛ノヨシミヲオモフニヨリテ、現存ノトキヨリソノ面像ヲウツシテ、スエノ世マテモソノカタミヲノコサントナリ。シカレハ名字ヲワカ門徒ニツラネテコノ系圖ニツラナルトモカラ、コトニ堅固ノ信心ヲサキトシテ身命ヲオシマサルコ、ロヲヌキイテ、フカク佛法ニツカフルマコトヲハケマスヘシ。佛法トイヒ世間トイヒ、サラニ邪執ヲステ隨順ヲ本トシテカタク門徒ノ衆議ヲマモリ、一流ノ儀ヲソムクヘカラス。カネテハマタコノ門葉ノナカニ惣ノユルサレヲカウフラスシテ、師匠ノ影像等ヲカキタテマツルコトソノキコエアリ。タ、他門ノ嘲哂ヲマネクノミニアラス、マコトニ佛法ノ破滅トイヒツヘシ。向後ナカタ停止スヘシ。モシ入滅ノノチ教授ノ恩ヲオモヒ、ソノナコリヲシタハンヒトハコノ系圖ニムカハンニタリヌヘキモノナリ。ソノウヘニコ、ロサシアラン行者ハ、惣ノナカニナケカントキ、評議ヲクハヘテ、ソノ(期ニイタリ利益アリヌヘカラシヲハ、衆議トシテソノ)この二十三字佛光寺本に缺いてゐるので光用寺を以て補ふ。ユルサレアルヘキウヘハ、サラ〴〵自由ノクハタテヲトムヘシ。モシ、コノ制法ヲソムカンヤカラニタイテハ、ハヤクカノ知識ノ沙汰トシテ、本尊聖教ヲカヘシオサメ

タテマツルヘシ。カツハ條々日コロ度々ノ置文ニ誓文等ヲノセテ、クハシクシルシヲキヲハンス。ユメノ違犯ノ儀アルヘカラス。ナヲノカクノコトクサタメヲクコトハ、佛法ヲシテミナ一味ナラシメンカタメ、門徒ヲシテ混亂セシメサランカタメナリ。面々ノ行者、各々ノ門人、當時トイヒ、向後トイヒ、カタクコノムネヲマモリテ、違失ナカラシメンカタメニサタメヲクトコロクタンノコトシ

嘉曆元年丙寅五月 日

二

すでに序題の初めに「一流相承」系圖とあつて題目そのものが繪系圖の性質を遺憾なく言ひ表はしてゐるが、その中に

先年各宗ヲシルシテ系圖ヲサタムトイヘトモ、カサネテイマコノ畫圖ヲアラハストコロナリ、コレスナワチカツハ次第相承ノ儀ヲタ、シクセシメンカタメ、カツハ同一念佛ノヨシミヲオモフニヨリテ現存ノトキヨリ、ソノ面像ヲウツシテ、スエノ世マテモソノカタミヲノコサントナリ

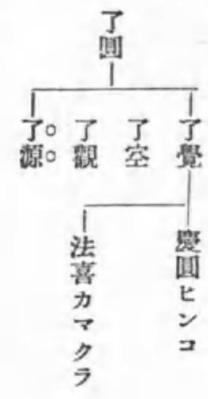
といふ所は、先年名帳を作つたが、更に繪系圖を作るに至るべき理由と、その意義とを明らかに物語つてゐる。

繪系圖序題の作者については、眞宗史學者の中に鎌倉誓海の弟子明光ではなからうかといふ説もあるが、すでに文中に

「予カ信知シタテマツルトコロノ相承ハ眞佛、源海、了海、明光コレナリ、コ、ニ了源、(備後寶田院本及び淨心寺本には慶圓とあり)カノ明光ノオシヘヲタモチテ、自ラモ信シ人ヲシテモ行セシム」

とあるから、これを了源の作といふならば未だしも、その師明光と判定するに至つては沙汰の限りである。今現存せる繪系圖の中、しばらく備後寶田院本とその寫備中淨心寺本に就て之を見るに、序題の全文が佛光寺本を初めとしてその他の諸本と比較して悉く一致するが、只僅かに文中の了源の二字が慶圓と變へられてゐる所だけが相違してゐる。然らば詮する所、了源の製作か將また慶圓の製作か、兩者何れかにちがひないのである。

慶圓は近江光照寺所藏の親鸞上人門侶交名帳によると



とあるから、彼は法脈として明光(了圓)、了覺、慶圓と次第して、備後在住であつたことは明らかである。繪系圖の序題といふものは現存せる諸種の實物についてみるに何れも一樣であるから、これを了源と慶圓とが相擧つて、別個に作り上げたと思つて考へるよりも、寧ろ一方の著作を一方が謄寫して、そこに自らの名を挿入したものと解釋すべきが當然であらうと思ふ。若し然らば師資相承の順序よりする時は明らかに了源は明光上人の直弟であり、慶圓はその孫弟であるから了源は慶圓の先輩である。しかも序題の文語といひその内容といふものが、頗る了源眞作の算頭録そのものと相似てゐる所があるから、他に確實なる反證が出ない限り、この序題が了源の製作であると共に繪系圖全體が了源の創案に俟つものと見なければならぬやうに思はれる。算頭録の「カネテサタメオクトコロノ系圖」といふ

は、恰も繪系圖序題の「先年名字ヲシルシテ系圖ヲタムトイヘトモ、カサネテイマコノ畫圖ヲアラハストコロナリ」の文に契當し、また、彼に「各々ノ門徒ニクワヘテ惣ノ衆議ヲヘテ系圖ニクワフヘシ」といふは、その語勢今のカタク門徒ノ衆議ヲマモリ、一流ノ儀ヲソムクヘカラス。カネテハマタコノ門葉ノナカニ惣ノユルサレヲカウフラスシテ、師匠ノ影像等」の文に契當するものであつてかうした兩者の比較によつて著しく相似たる事實の發見から見ても、了源の眞作と決定することに少しの躊躇も要しないものである。

三

今日、現存する繪系圖については、鷲尾敦導氏等の發見にかゝるものすでに五種ほど知られてゐるが、それに予が最近探知せる所の分までを數へ立てればその數正に十種類に上るのである。一先づ之を列舉すれば左の如くである。

- 一、光用寺本、大阪府西成郡西中島村
(序題奥書)正中三年丙寅三月 日(了源)
- 二、寶田院本(備後國)
(序題奥書)嘉暦元年丙寅五月 日(慶圓)
- 三、淨心寺本(備中國)これに兩種あり
(序題奥書)寶田院本に同じ
- 四、光齒院本(京都佛光寺六坊)
(序題奥書)元徳元年己巳十一月廿一日(了源)

一卷

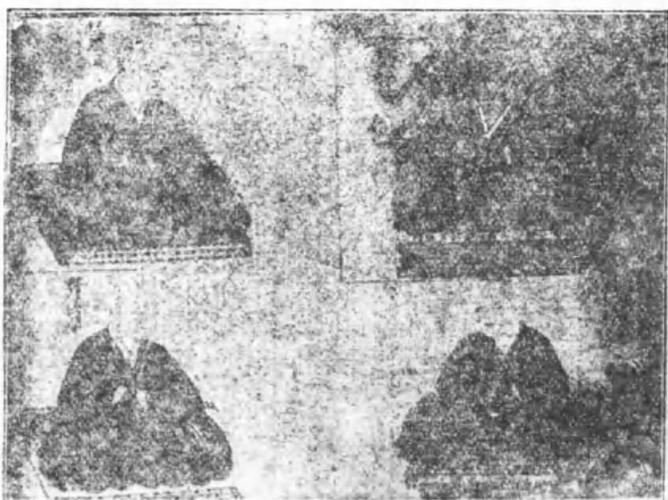
一卷

一卷

一卷



大版府光用寺所藏繪系圖序題



同寺所藏繪系圖本文

五、長性院本(京都佛光寺六坊)

序題を缺く

一卷

六、光照寺本(近江國津里)

斷簡數枚

(序題奥書)永享十二年庚申十一月八日(了源)

七、西念寺本(常陸國稻田)

一卷

序題を缺く

八、佛光寺本(京都、佛光寺本山)

一卷

(序題奥書)、嘉暦元年丙寅五月日(了源)

九、光照寺本(備後國沼隈郡山南村)

一卷

(序題奥書)嘉暦元年丙寅五月日(嘉圓)

一〇、妙樂寺本(近江國伊場)

一卷

予未だ檢せず。

これは吾人が現存せりとして知るところの總てである。その中、光用寺本の序題の終りに「正中三年」とあるから、これが現存中の最古のものであらう。正中三年といへば了源の三十二歳の時であつて、此年は、やがて四月二十六日に改元されて嘉暦となつてゐるから、寶田院、淨心寺、佛光寺、備後光照寺等の諸本も、多少前後の相違もあるが、これらはすべて光用寺本と同年の製作である。光蘭院本はこれより三年後の元徳元年の製作であるが、この年は了源三十五歳であつて、彼が唯一の著述算頭録一卷の成つた年である。かくの如く嘉暦、元徳の頃から盛んに繪系圖が用いらるゝやうになり、隨てその弊害をも伴つてきたことは事實であらう。それがため覺如は了源滅後三年に至つて改邪鈔を作り、その第二條に「繪系圖ト號シテ、オナシク自義ヲ立ル條謂ナキ事」と標して、次に、

「ソレ聖道淨土ノ二門ニツイテ、生死出過ノ要旨ヲタクハフルコト、經論章疏ノ明證アリトイヘトモ、自見スレハ必スアヤマルトコアルニヨリテ、師傳口業ヲモテ最トス。乃至シカノミナス佛法示誨ノ恩徳ヲ戀慕シ仰崇センカ爲ニ、三國傳來ノ祖師先徳ノ尊像ヲ圖繪シ安置スルコトコレマタ常ノコトナリ。其外ハ祖師聖人ノ御遺訓トシテタトヒ念佛修行ノ號アリトイフトモ、道俗男女ノ形體ヲ面々各々圖繪シテ所持セヨトイフ御掟未タ聞カサル所也。然ルニ今祖師先徳ノ教ニ非ル自義ヲ以テ、諸人ノ形體ヲ安置ノ條、コレ渴仰ノ爲歟、コレ戀慕ノ爲歟、不審ナキニ非ルモノナリ。云々」

と嚴誡を加へられてゐる。けれども覺如のこの文面からみれば名帳と同じくこの繪系圖に連ることによつて往生決定の支證に供したといふ形跡はない。たゞ繪系圖を所持するといふことの違法を彈斥したにとゞまる。それはともかくとして江州堅田本福寺記(一名、明誓日記、或は堅田日記ともいふ)によれば、

「此頃は太谷に參詣する人かつてなし。澁谷佛光寺、繪系圖名帳繁昌の頃にて諸人群集す」

とあるから、南北朝時代から室町にかけて、かうした繪系圖や名帳が呼物となつて佛光寺を中心とする眞宗教團は頗る盛況にあつたものらしい。

四

上來繪系圖の序題についていつたが、次でその本文を一言せねばならぬ。

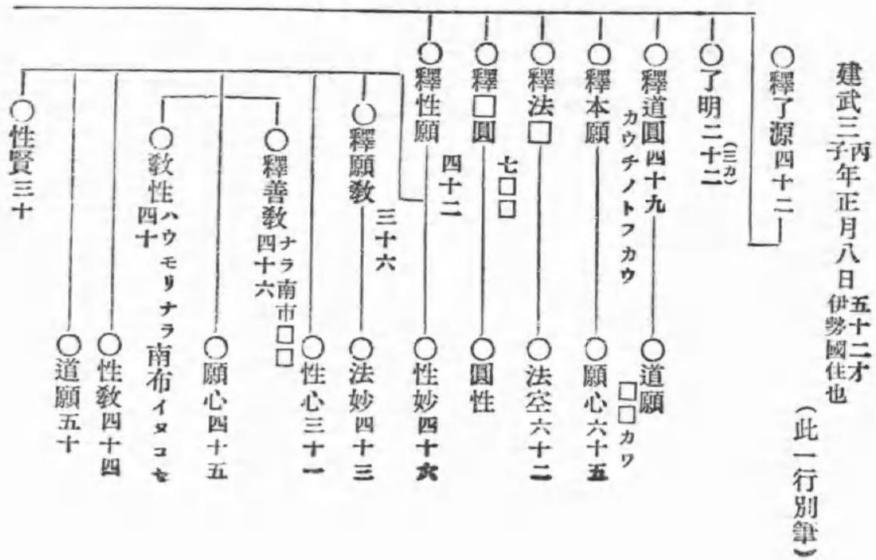
本文とは覺如の改邪鈔にいへるが如く、所謂道俗男女の形體を面々各々圖繪する所の部分であつて、そこには朱線にて系が施されてある。繪を以て顯はしてある系圖であるから卷子本であることは無論である。同一念佛のよしみに

よつて、殊更に生前中にその似影を作り末代までもその形身たらしめたものが即ち繪系圖本來の意味である。けれどもかうした本來の意味も時代の變遷と共に次第に失せて、徳川時代以後になると單に自影を横に貼りつけて代々足して往つたもので、全くの世代系譜となり代つてしまつた。そこには繪系圖として重要な朱線の系を示すこともない。この朱線の系は繪系圖全盛時代を物語る有力な遺影であることを忘れてはならぬ。甚しきに至つては男と女との版本それ／＼一個を刻造して、それ／＼これを捺してすべての男女の似影に代用せしめてゐる所もある。前者は光園院所藏本に見ゆる所であり、後者は江州津里光照寺所藏本に見ゆる所である。繪系圖の流行はすでに鎌倉の末葉了源上人にその端を發してゐるが、たとひ形式的に流れてゐるにもせよ、佛光寺派の一部に於ては近世に至るまで行はれてきたことは注意すべきである。

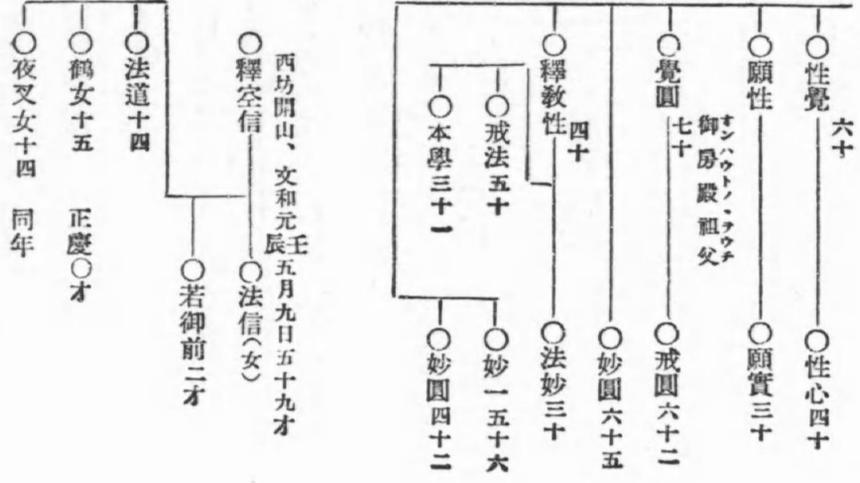
現存繪系圖十種の中、備中淨心寺本と、同淨心寺裏打本とは六條學報第四百十八號(大正三、二、發行)に、京都光園院本は無盡燈第二十六卷第六號(大正四、六、發行)に、それ／＼鷲尾教導氏の紹介せらるゝ所であり、大阪府光明寺本と常陸西念寺本とは佛教史學會發行の「佛光寺小部集」におさめておいたから、今はかうした諸本を省きて予が最近蒐集しえた所の未發表の分佛光寺本、近江光照寺本、京都長性院本の三種を茲に紹介して諸氏の参考に供したいと思ふ。

今男女の形像を○點を以て表はし、黒線は朱線たるを顯はしてその内容を紹介することにする。序題は何れも同一文面であるから前にかゝげた佛光寺本に譲つて今は省略する。

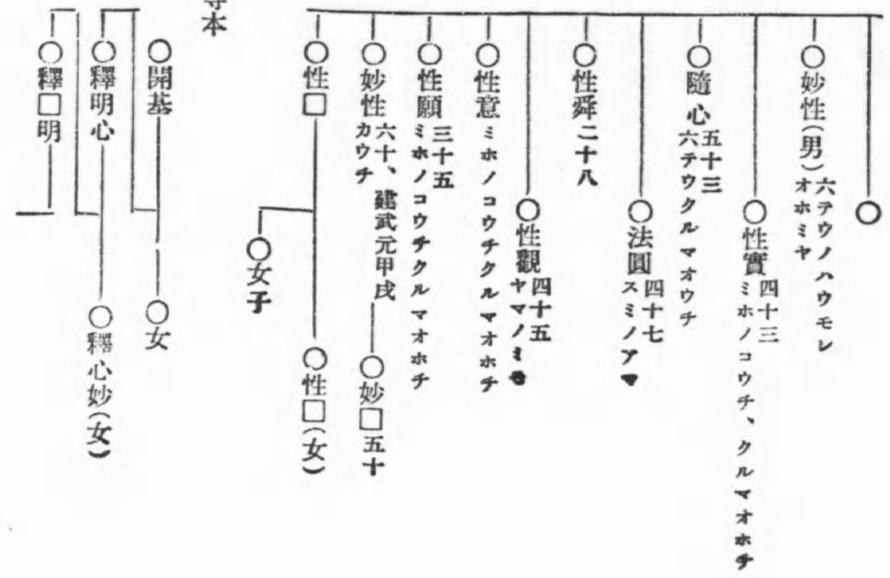
(一)佛光寺本



(一)長性院本



(三)近江光照寺本



○釋明尊

○釋圓密

○釋明空

○釋明善

(以下朱線ナシ)

○釋覺性

○性忍

○釋覺源

○性禪

○釋淨源

○妙音

○釋妙佛

○妙密

○覺法ヤウカイホ六十五

○妙密ヤウカイ

○佛願

○寶密ホウミ

○心法

○妙圓

○蓮證

○覺道カウダウ七十四

○教念

○源證

○心□

○西心

○眞□

○釋道心永正七年四木之

○釋妙西

第五節 光明本尊について

次に光明本尊といふのは、それには至つて種類が多く、これが直に佛光寺了源の創案に基くものと断定することはできないにしても、亦以て佛光寺系統の上に深い關係を持つてゐたことはどうしても否むことはできない。堅田の法住が應永三十年に大谷へ參詣の砌り、ふと澁谷佛光寺に立ちよつたところが、佛光寺の弟西坊から「辨述名體鈔」の法談を聞き、別してたふとく思はれたといふ記事や、(本福寺跡書)惠空の叢林集七に「光明本と名けて多くの像を集めたる一幅あり、辨述名體鈔は釋之也。或は八尊、或は二十一體等廣略多異、是本と眞佛房の家用ひて當家の本尊には非ず、但し覺如上人の銘多し」といふ所や、さては祖門舊事記卷二にも「辨述名體鈔、存覺の作なり、この上人は佛光寺空性といはれあるがゆへに、光明本を釋せられしと云々」といひ、近くは佛光寺派の學匠了道の「澁谷寶鑑」にも辨述名體鈔、私曰當山に傳來するところの祖師の光明本に解釋を加へたる聖教なり。またこれ中興上人の命治敷と解説されてゐる所などを見て、光明本尊と佛光寺との關係がどんなに密接であつたかを知りうると共に、現存せる多くの光明本中に親鸞門侶として眞佛、源海、了海、誓海、明光といつたやうに、佛光寺の血脈史上重要な先徳を集め來つて、茲に描いてゐるのは亦以て之を證するに餘りあるであらう。けれども光明本尊は佛光寺系統によつてのみ崇敬さるゝ特有の本尊であつた譯でもなく、原始眞宗に於ける本尊として一般的に依用されてゐたものである。

二

しからば光明本尊といつたやうな本尊描圖の形式がいつ頃より始まつたものであらうか。これについては今日のところ確たる斷定を下すことはできない。元久二年貞慶の執筆した興福寺奏狀の第二條に新像を圖するの失を擧げ、近來諸所に一畫圖を翫び、攝取不捨曼荼羅と號す云々と謂つてゐるから、今の光明本尊もかうした攝取不捨曼荼羅そのものを指すのではなからうかと推定する學者もある。けれどもこの説には容易に加擔できない。

一體攝取不捨曼荼羅といふは法然上人の專修念佛の法門が盛行するに従つて、盛んにこれを印刻し、念佛弘通の一手段としたのであるが、しかしその遺物が、現存しない今日に於ては、光明本尊との相違を、遺品を根據として説明することはできないのであるが、しかし、興福寺奏狀や明惠の摧邪論に説明さるゝ範圍内によれば「彌陀如來の前に數多の人あり、その種々の光或は扨つて横に照し、或は來つて本に返る」といひ、顯宗學生、眞言行者等の餘行の人々は光益に預かることはできないが、たゞ專修念佛一類の徒のみ光明の攝取に預かることを露骨に一鋪の曼荼羅として表現したのである。それであるから光明本尊がそのまゝ攝取不捨曼荼羅とは言ひ得ないのである。そも／＼攝取不捨曼荼羅といふは、全く觀無量壽經の「光明遍照十方世界念佛衆生攝取不捨」の意に依つたものであつて、その描圖は恐らく平安時代中葉より行はれた、聖衆來迎圖を基本として作り變へられたものと思はるゝ。一九〇八年露國陸軍大佐コツロフ氏が支那甘肅省黑城の佛塔より發掘したものに彌陀三尊來迎圖といふものがある。(露國アレキサンダー三世博物館藏)その畫相は、先づ左方の下部に一人の修行者を畫き、そこへ彌陀觀音勢至の三尊が雲に乗じて現れた趣向を見せ、そしてその修行者が、如來の眉間より放つ大光明の中に攝取せられて往く姿を動的に表現せむがために、再び此の行者を一童形として小さく光明中に畫いてゐるのである。この意匠は奇抜であるが全く觀經の光明攝

取の文意をそのままに傳へたものとして珍しく思ふ。又明代宣德八年に開版した繪相觀音經に於ける觀音應化の諸相の如き、また應永年間に開版した融通念佛緣起に於ける挿畫の如きものにも來迎引接とか若しくは攝取不捨といつたやうな意味合の圖相が澤山にある。例へば前者に於ては「假使興害意、推落大火坑、念彼觀音力、火坑變成池」の偈文の次に掲げた所の圖相、すなはち雲にのつた觀音菩薩が右手をはるかに延ばして、池中にある一行者、を攝取する圖様である。後者に於ては、來迎佛から發せらるる、光明が、とりわき念佛行者の方のみへ延長してそゝがるゝ攝取の姿である。

支那甘肅省黑城より發掘の來迎圖であれ、明代開版の繪相觀音經にもあれ、應永開版の融通念佛緣起であれ、かう言つた諸圖は、鎌倉時代よりは少々時代が隔つてゐるけれども、法然上人が教化に用ゐたといふ攝取不捨曼荼羅も亦かうした種類、のものゝ變形ではなかつたらうか。

「興福寺奏狀」にとくところや、明恵の「摧邪輪」の言ふ所によると、攝取不捨曼荼羅に畫くところは、念佛者のみは、攝取の光益に預り、その他の餘行の人々は之を受くることができないとあるから、それは餘りに排他的の描圖である。極端も亦此に至つては甚だしいから、南都北嶺が念佛停止の急先鋒となつたのも亦無理もない。それであるから、念佛宣傳の新運動に對して障害とならぬ程度までにこの圖相を改作し、南都北嶺の心氣を緩和することが最大の急務であつた。かうした際に、最も非難多き顯宗學生、眞言行者等の餘行の人々を曼荼羅中より悉く除き去り、そして念佛の衆生のみを茲に圖するに至つたものであらう。かくて現はれたのがとりも直さず眞宗の光明本尊である。それであるから、攝取不捨曼荼羅がそのまま眞宗の光明本尊といふことはできないが、しかしこれに準據して出來上つ

たのが光明本尊であるから、光明本尊と攝取不捨曼荼羅とは密接な關係があるのである。

三

若し然らば宗祖親鸞の在世に、光明本尊が一般に用ひられてゐたであらうか。これについては一は文献の上より、他は遺品の上よりこれを精査しなければならぬ。先づ文献の上より觀察するならば、親鸞の一生に攝取不捨曼荼羅や光明本尊のことが現はれてゐる所は一個所もないから、先づ以て注意の眼を除がねばならぬ。ところが一方覺如の親鸞傳繪上卷第三段によると、親鸞の在世には彌陀三尊を本尊として傍らに聖德太子を崇め安置されたものらしい。このことは「眞慧上人御問答」にも出てゐる所であつて、親鸞の信仰から推量してさもあるべしと思はるのである。そして少々時代は下るが光明本尊や繪系圖を盛んに依用した佛光寺そのものでさへ、宗祖親鸞の在世を追憶して、佛光寺造立の際の本尊に阿彌陀如來と聖德太子とを選定した（空性房了源の勸進帳）事實を憶ひ起さねばならぬ。近くは光明本尊を註釋した存覺の著書「辨述名體鈔」によると

高祖親鸞聖人御在世ノ時、末代ノ門弟等、安置ノ棚ニサタメヲカル、本尊アリ。イハユル六字ノ名號、不可思議光如來、無碍光如來佛等ナリ。梵漢讀コトナレトモミナ彌陀一佛ノ尊號ナリ。コノホカアルヒハ天竺震旦ノ高祖、アルヒハ我朝血脈ノ先德等、各々ニ眞像等ヲ一軸ノウチニ圖畫シテ、コレヲ光明本尊トナツク。蓋シコレ當流ノ學者ノナカニタクミ出サレタルトコロナリ。

とある。これ六字、九字、十字等の尊號は、親鸞在世の時代に末代の門弟の本尊として存在してゐたけれども、光明本尊は親鸞滅後の追慕の念ひから當流の學者によつて案出された本尊だから、その當時はなかつたと言はねばならぬ。

しかるに光明本尊の存在を、わざわざ親鸞在世時代にまで持ち往かしめむがために、辨述名體鈔を讀む上に於て、冠頭の文句「高祖親鸞聖人御在世ノ時」十一字を光明本尊のところまでつながるものと解する。學者もあるけれどもそれは餘りにひねくれた読み方である。聖教はすべて自然に讀んで往くのが本意と思ふ。しかしたとへ一步を譲つて、若しこれが親鸞在世中に存在したものとこの文意を解するにしたらところが、當流の學者がこの構圖を考案したことが曲げられぬ以上、それは全く親鸞自らが依用した本尊形式でないから、たとへ親鸞在世中にあつても、無いのと等しいのである。さうしてみると、惠空の「是本と眞佛房の家に用ひて、當家の本尊には非ず」と言つた言葉が何となく今茲に當てはまるやうに思はれる。

ところが親鸞に尊號眞像銘文と題する一巻の聖教がある。建長七年六月二日の作であるが、この書が出来てより二年を経て、正嘉二年六月二十八日に草了された同題二巻の聖教もある。この二書は共にその題名の示すが如くに尊號の銘と眞像の銘とを類聚して之に註解を施したものであるから、本書が光明本尊と密接なる關係裡にあることは予輩の喋々を要せぬ所である。けれども、それだからとて當時すでに三國傳來の祖師眞像を一幅の中に圖繪するところの光明本尊の完全なる形式が成立し、これを據所として、光明本の上下の銘に註釋を加へたものが尊號眞像銘文だとするのは誤謬である。それであるから、少なくとも光明本は尊號眞像銘文即ち個々の尊號や眞像の銘文を類集することによつて成つたと言ふことはできるとしても、光明本によつて尊號眞像銘文が構成されたとは言へないわけである。言はゞ尊號眞像銘文の二回の著述によつて、謂はゆる光明本尊の出現を容易ならしめた様子が窺はれるのみである。けれども果してこの二回目の著述の、八十六歳の時に光明本尊が出てゐたかどうか頗る疑問とすべきであつて、八十六

歳以後九十歳までの間に起きたのか、或は親鸞滅後に出きたのか文献で探りうる範囲内では、いつ當流の學者によつて作られた時期は全く不明と言はねばならぬ。

四

次に宗祖の在世時代に果して光明本尊が構成されてゐたものかどうか、を再び遺品に徴して研究しなければならぬが、それについては、今その話の順序として尊號眞像銘文について一言せねばならぬ。建長七歳乙卯六月二日親鸞八十三歳にして作られた銘文を普通に略銘文と稱へ、その眞蹟は越前の法雲寺に傳へられてゐるが、正嘉二歳戊午六月廿八日親鸞八十六歳に、して作られた銘文を普通に廣銘文と稱へ、その眞蹟は伊勢の専修寺寶庫に傳へられてゐる。かうした廣略二本の他に、尙更に佛光寺派所傳の一本がある。廣略二本は何れも親鸞自筆の原本が遺つてゐるから、その眞撰なること少しも疑ふ餘地がないが、佛光寺所傳の一本はその原本既に焼失したと稱して、近くは「眞宗和語寶典」の中に收められてゐるにすぎぬ。その製作年時が廣本と全く同じで、日付まで一致してゐるのに疑點を挿まねばならぬが、内容から言ふと、大經の四文と道禪禪師の一文が増へて廣本よりも更に豊富になつてゐるから廣略二本と共に参考とすべきであらう。次に「本尊色紙文」も、たゞ僅かに少數な銘文をあぐるのみで、しかも註解を施してゐないけれども、樂邦文類の一文を増してゐるのでこれ亦参考すべきであらう。

今、廣略二本の銘文を圖示し、ついで佛光寺銘文を抄出すれば左の如くである。

□廣略尊號眞像銘文(略本は文字の右に線を引き廣本は九祖二十二文、略本六祖十七文)

- (1-3) 大經文
 - 1 第十八願文
 - 2 其佛本願力文(四句)
 - 3 必得超絕去文(四句)
- (4) 大勢至菩薩文(着楞嚴經言)
- (5) 龍樹菩薩文(十住毘婆娑論曰)
- (6) 天親菩薩文(淨土論)
 - 2 世尊我一心(十二句)
 - 2 觀佛本願力(四句)
- (7) 曇鸞文(迦才淨土論)
- (8) 善導文
 - 1 智榮讀
 - 2 玄義分
 - 3 觀念法門
 - 1 攝生增生緣文
 - 2 護念增上緣文
- (9) 皇太子(御緣起文)
 - 1 阿佐禮曰文
 - 2 日羅禮曰文
- (10) 源信(往生要集)
- (11) 源空
 - 1 四明山權律師劉官讚
 - 2 選擇集
 - 1 南無阿彌陀佛文
 - 2 速欲離生死文
 - 3 當知生死文

(12) 聖覺(夫根有利鈍文)

(13) 親鸞(正信偈二十句)

□佛光寺銘文(廣略銘文に存する部分を除く合計十祖二十七文)

1 發起序文(如來以無等)

(14) 大經文

- 2 第十二願文
- 3 第十三願文
- 4 第十一願文

(15) 道綽文(大集月藏經言)

□本尊色紙文——(八祖八文)

(16) (樂邦文類曰)

以上

先づ現存の諸種光明本の中、最も古い原始の佛を留めてゐるものは何と言つても、三河國桑子妙源寺に藏する一鋪の尊號と眞像双幅とに上越すものはなからう。先づ尊號は南無不可思議光如來といふ九字が金泥で蓮華の上に記され上下に銘文がある。而して眞像の双幅は寺傳では十祖御影、八祖御影と呼んでゐるが、十祖御影とは下部に勢至菩薩を中心として、龍樹天親の三菩薩の眞像が畫かれ、その上に慈愍、曇鸞、道綽、善導、懷感、少康、法照の震旦七祖が寫されてゐる。次に八祖御影の方は、下方に聖德太子を中心とする群像惠慈、馬子、學阿、妹子を描き、その上に惠心、その上に源空を中心として、その左右に聖覺と信空を現はし、源空の右信空の上に親鸞法師の眞像を稍々小さ

く書いてある。上下に銘文のあることは八祖御影十祖御影、も同じである。さてこの妙源寺の三幅對本尊の銘文を検すると、その筆鋒には聖人の特色を遺憾なくしてあるから、一面聖人自筆の眞蹟の如く考へられぬではないが、しかし今それと決するには尙幾分の躊躇の存することを遺憾とする。尤も聖人自身の眞像が向つて右向であることや、(眞宗故實傳來鈔等によれば面相の向つて右向をば存生中の製作とする)、札に「親鸞法師」と記することや、その容貌が壽影の鏡御影と全く同一であることなどが本圖を聖人在世中の製作に係はることを信ぜしむべき理由と思はるゝけれども、しかも尙その上下の銘文が親鸞の筆蹟と肯定する一段に於ては何故か讃同の意を表しかねる。しかしながら何と言つても、親鸞入滅前後か、或は入滅後程遠からぬ間に出來た眞宗の原始本尊たることは明らかである。辨述名體鈔にいへるが如き、天竺震旦の高祖、我朝先徳の眞像を一軸の中に圖畫するのが嚴密の意味の光明本尊といふならばこの三幅對はそれを構成するに至るまでの、いはゞその素材と言ふべきものである。

それであるから、一鋪の尊號と、眞像の双幅との妙源寺の三幅對は、光明本の最も原始的な形式と考へられらるゝと共に

また寺傳にいふが如く尊號一幅、十祖御影、八祖御影と呼んで、その名稱を光明本と言はれ得ないかも知れぬ。

それはとにかくとして、かうして最も、原始的な形式を有する三幅對が、後になると一は本尊として安置する場合の便宜から一鋪に縮められて、嚴密な意味の光明本が形作られ

他の一は三幅中の左右幅の何れから獨立して、所謂連座御影の形式を備へるに至つた。

前者の代表的遺品を挙げると、次下に示すところの岩代光照寺傳來の加藤佐藏氏藏本や陸中本誓寺本等の如きであ

る。光照寺傳來のものは、中央に十字尊號歸命盡十方無碍光如來を置くのみであつて、その左右兩方に九字六字の尊號もなく、また彌陀釋迦二尊の尊像もない。これ實に原始的な三幅形式が一鋪に縮少せられた、そのまゝの素朴な本尊であつて、完備せる光明本への一過程を示すべき貴重な材料である。處が本誓寺以下のものになると、中央の九字尊號の外に、向つて右に十字、左に六字の各號が安置され、その間に釋迦、彌陀二尊の尊形が描かれてある。一幅の光明本尊の形式はこゝにめでたく完成されたと言はるべきであつて、左方に於ける親鸞門侶の増加はその傳燈相承を證するものとして、時代と共に益々多くなつて往つた。

後者の代表的遺品をあげると、先づ光明本右方部としては山城光照寺、常陸淨光寺、長沼西嚴寺等所傳のものであり、同左方部としては備後寶田院、信濃長命寺等所傳のものである。最もかうした左方部、右方部の獨立御影は原始的な三幅形式から直に獨立されたものもあらうし、また一度一鋪に縮められた光明本から更にまた分析獨立して出來上つたものもあらう。何れにもせよ、その結果は同一である。しかしながら稀には光明本の左方、右方の兩部が各個に獨立することではなくして、兩部が上下に合様合體された一形式をも生じてきた。これは形式としては實に珍しいものであつて、三河國勝蓮寺所藏の「震旦和朝先徳像」常陸無量壽寺所藏の「天竺震旦和朝先徳像」が則ちそれである。

かくして遺品の上より光明本の圖相發展の道行を一瞥したが、要するに親鸞の在世時代に光明本が存在したといふ確證をばつかむことはできなかった。そうして一は文献の上から、他は遺品の上から觀察して、完成せる光明本尊の出現は恐らく親鸞聖人滅後に於てであらうといふ斷案に到着しえたのである。

五

かくして、光明本尊は親鸞滅後の眞宗初期教團に於て、名號、繪像、木像と同じく安置された本尊であるから、了源を開山とする佛光寺系統に限つた本尊でない。而して惠空が叢林集七に「これもと眞佛房の家を用ひた」といふ所もあり、現存せる光明本の殆どすべてが佛光寺第二祖と傳へる眞佛房を描いてゐる點から、佛光寺系統でないことは言はれない。けれども了源以前に於ては所謂佛光寺系に限つた本尊でなかつことは明らかである。然しながら、了源が存覺に乞ふて、光明本尊の詳釋（辨述名體鈔）を書かしめ、これを以て専ら佛光寺繁昌の道具たらしめること、しかも存覺は父覺如との不和によつて益々了源との昵懇を醸成せしめ、ひいては覺如から各帳、繪系圖、及び光明本を異計所破の法門として佛光寺教團を彈斥するに至つたのである。茲に於てか、佛光寺教團の以外の有力なる教團即ち覺如を中心とする本願寺教團が、上言ふ所、下これを行ふのたくひで、勢ひ光明本尊を本尊として依用せなくなつたことは無理からぬことである。かくて一般に用ひられた光明本尊が了源以後に於ては恰も佛光寺專屬の本尊といつた觀があり、そして門末の所望によつて盛に下附したものであらう。後に示すところの近江今川光台寺及び同栗太郡昌藏院所藏の光明の如きは、その裏書によつて佛光寺から下附せられたことが容易に知らるゝのである。

六

その他、光明本尊の内容、光明本尊と三帖和讃との關係、及び袖日記と光明本等について言ひたいことが幾々あるけれども、かうした調査發表は他日に譲り、予輩が實地に徴査しえたところの現存の光明本尊及びその概要をこゝに列擧して諸氏の参考に供したいと思ふ。

一、最も原始的な一形式

一種

(一) 愛知縣碧海郡矢作町妙源寺藏

三幅

1. 中央九字尊號一幅、右方部天竺震旦十高僧像一幅、左方部和朝先德像一幅とに分れ殊に左方部に於ては親鸞聖人を最後とするところに本品がいかにかに原始的であることを證するに足るものである。
2. 天竺震旦十高僧像の中、慈悲三藏を加へて菩提流支を加へてゐない。
3. 解説は本文中にある。

二、十字の尊號を中尊とするもの

一種

(一) 福島縣坂下町加藤佐藏氏所藏光明本

一幅

1. 本品は藤原猶雪君の「親鸞聖人眞像之研究」に東北別院保管としてゐるけれども、東北別院がこれを保管してゐるものでもなく全く個人加藤佐藏氏の所藏である。けれども「〜加藤氏の手にあつたといふわけでないから今一應その由来をいはねばならぬ。

古來、松本正行寺と南部本誓寺とに藏する優秀な光明本を東北に於ける二幅對と稱して珍重されてゐたのであるが、いつの時代か知らねど松本正行寺所藏の光明本は福島縣坂下町の光照寺へ移管された。それは恐らく光照寺の開基が自坊へ持参した爲であらう。かくて一度光照寺所藏となつた光明本が再び轉じて個人加藤氏の手許に歸したのである。それであるから本品は由来するところ信濃國筑摩郡府中松本正行寺の光明本そのものである。

2. 本品は現存の光明本の中、三河桑子妙源寺本に次ぐべき優品であつて寺傳には「光明本尊十字尊號二十五菩薩」などと呼んでゐる。歸命盡十方無碍光如來の十字尊號を中尊とするだけであつて左右に九字六字の尊號もなく又釋迦彌陀二尊の像もない實に原始的である。

3. 左方部和朝先德に於ては親鸞聖人以下眞佛、明空、隆偏の三人を出だし、右方部天竺震旦十高僧の中、慈悲三藏を入れて菩

提流支を省く。

三、八字の尊號を中心とするもの

六種

(一) 巖手縣巖手郡米由村本誓寺所藏光明本

一幅

中央に南無不可思議光佛の八字の尊號、左右に十字（歸命盡十方無碍光如來）六字（南無阿彌陀佛）の尊號と彌陀釋迦二尊の像をかゝけてゐる。右方に三菩薩、震旦七祖の像を掲げる中、菩提流支三藏の像を除いて慈怒三藏の像を加へてゐる。

左方に和朝先徳の像をかゝげ、宗祖親鸞門下に於ては、信明、道願、眞佛の三像を出してゐる。後世改竄したと覺しき本誓寺本の札銘には信明、性願、唯覺とあり、また大行寺信曉の見る所では性信、是心、眞佛となつてゐるから、かうした三像が誰れであるかを決定することは仲々六かしいことである。

本品の特色とする所は上下の段（銘文あるところ）を缺いてゐることであるが、しかしこれは最初から無かつたものでなく、何か爲めにする所あつて後世これを切り取つたかも知れない。そして聖覺、信海、親鸞、信明、眞佛、道願の六像だけが悉く白衣裘となつてゐる所は他の光明本に類例ないのであつて之は改邪鈔に末法證明記には末法には袈裟變じてしろくなるべしとみへたり。

しかれば末世相應の袈裟は白色なるべしといへる言葉にて知らるゝのである。末法證明記は親鸞の教行信證文類に引用せらるゝところであつて、そこには「千三百年袈裟變白」と記され、改邪鈔の右の文は正しくこれを指してゐるのである。變白といふは六物に僧祇律を引いて「袈裟を着すべき僧尼が在家白衣の如くなるなり故に變白といふ」その謂である。

(二) 愛知縣西春日井郡下小田井西方寺所藏光明本

一幅

中央に八字の尊號、左右に十字六字の尊號と彌陀釋迦二尊の像を畫けることは巖手縣本誓寺の如くである。そして右方に、菩提流支の像を省いて慈怒の像を加へること亦前の如くである。

左方に聖徳太子及其眷族（學阿、妹子、惠慈、馬子）、和朝先徳の像を畫いてゐるが、親鸞門下に於ては眞佛、覺證、成海、源海の四人像を掲げてゐる。寺傳によれば上下銘文及び札銘の文字は蓮如筆と言はれてゐる。

(三) 愛知縣碧海郡依佐美村教榮寺所藏光明本

一幅

大きき堅三尺八寸、横三尺四寸で比較的正方形に近い形をなしてゐるのは上下の銘文が切取られてゐるためであらう。中央に八字の尊號、左右に十字六字の尊號と彌陀釋迦二尊の像を畫けることは前の圖相の如くである。

左方の和朝先徳像を畫ける部面に於ては、親鸞以下四人の像を掲げてゐるけれども、札銘が剝落してゐるので誰人なるや容易に知ることはできない。

(四) 神奈川縣國府津眞樂寺所藏

一幅

1. 當寺に傳つた光明本の原本は散逸してゐるけれども當寺から配布した木版摺の一幅だけが残つてゐる。それによつて原圖を知ることができる。

2. 中央が南無不可思議光佛の八字で左方が十字で、右方が六字である。

3. 左方に於ては親鸞聖人以下四人の眞像をかゝげてゐる。しかし順序がまち／＼である。眞佛、沙彌信海、是心、性信の四人である。

(五) 愛知縣西加茂郡石野村如意寺所藏光明本

一幅

中央に南無不可思議光佛の八字、左右に十字六字の尊號と彌陀釋迦二尊の尊形とが置かれてゐる。右方に天然三菩薩震旦七祖の十高僧を掲げてゐるが、その中他の流布本と變つてゐる所は大勢至菩薩を除いて馬鳴菩薩を加へ、菩提流支を省いて慈怒を入れてゐることである。次に左方に聖徳太子及びその眷族（覺智、惠慈、馬子、妹子）を初めとして和朝先徳像合せて十四人を掲げてゐるが親鸞門下に於ては眞佛、源海、海信、海圓の四つの影像をあげてゐる。その中源海は親鸞門下の六老僧の一人であつて當寺の開基である。寺傳によれば讚銘は覺如筆といふ。

(六) 常陸富田無量壽寺所藏光明本

一幅

本圖は焼失して跡方もないが故實傳來鈔上に説明されてゐるから、大體その圖相を知ることが出来る。中央に八字の尊號をいだし左右に十字六字の尊號と、彌陀釋迦二尊の像を畫いてゐる。右方部には慈愍を省いて菩提流支を加へ左方部は親鸞にて終り門弟としては何人も描いてゐない。左右兩部合計、十七尊二十一體の眞像を擧げてゐるが、寺傳によれば札銘は聖人筆と言はれてゐる。存覺著述の辨述名體鈔はこの光明本を釋したものだといふ。

十七種

四、九字の尊號を中心とするもの

一幅

(一) 新潟縣高田市本誓寺所藏光明本

竪四尺六寸、横三尺六寸七分の大きさで中央に九字の尊號、左右に十字六字の尊號と、彌陀釋迦二尊の像を畫けることは光明本の通相の如くである。右方部に三菩薩震旦七祖（菩提流支を除いて慈愍三藏を加ふ）、左方部に聖德太子を初め和朝先徳の像を畫いてゐるけれども破損が甚しいので札銘の文字は殆んど讀む事はできない。殊に親鸞門下に於ては五人の眞像を掲げてゐるが、誰れの像であるか凡て不明であつて、からうじて眞佛、源海の二人を知るのみである。

(二) 大阪府西成郡西中島村光用寺所藏光明本

大きき竪四尺五寸九分、横二尺九寸であつて何故か上段の銘文だけ切り取られた形跡がある。中央に九字の尊號、左右に十字六字の尊號と彌陀釋迦二尊の尊形を掲げること普通型の如くである。右方部に三菩薩震旦七祖（慈愍三藏を除いて菩提流支を加ふ）、左方部に聖德太子及其の眷族六人を初め和朝先徳の諸像を合せて茲に二十尊像を描いてゐるが、親鸞以下に於ては、眞佛、源海、了海、誓海、明光、□□、（不明）空□（不明）、空圓の八人の眞像を掲げてゐる。

(三) 幅三愛知縣寶飯郡下地町聖眼寺所藏光明本

一幅

寺傳によれば本品上下の銘文及び札銘の文字は眞佛、顯智兩人の筆に成るといふが、眞偽明らかでない。大きき竪四尺七寸、横三尺三寸七分であつて、中央に九字の尊號、左右に十字六字の尊號と、彌陀釋迦二尊の尊形を畫けることは流布の光明本の如くで

ある。右方部に三菩薩震旦（七祖菩提流支を除いて慈愍を加ふ）、左方部に聖德太子及其の眷族（六人）を初め和朝先徳の諸像を描いてゐるが親鸞門下に於ては眞佛、源海、行源、行圓、行光の五人の眞像を掲げてゐる、その中、行圓、行光は當寺の開基として傳へらるゝところであつて宗祖親鸞の門弟であるといふ。

(四) 京都市佛光寺派六坊高林庵所藏光明本

一幅

本軸は寺院によれば高林庵開山了源上人筆と傳へられてゐる。大きき竪五尺五寸六分、横三尺二寸であつて中央に九字の尊號、左右に十字六字の尊號と彌陀釋迦二尊の尊形を畫くことは全く流布本と同じである。右方部に三菩薩震旦七祖の十祖御影、左方部に和朝先徳の像十八を描いてゐるが親鸞門下に於ては六人の眞像を掲げてゐる。札銘の文字を判讀するに、眞佛、了源（或は源海か）、誓海、了海、明光、了□（此の一字不明）である。

(五) 京都市四條德正寺所藏光明本

一幅

もと東大谷別院に安置された本銘であつて寺傳によれば上下の銘文及び札銘は覺如の筆と傳へられてゐる。大きき竪五尺一寸三分、横二尺八寸三分である。中央に九字の尊號、左右に十字六字の尊號と彌陀釋迦二尊の尊形が畫かれてゐる事は全く流布本と同じである。左方部に聖德太子眷族和朝先徳の像を描くところに於て親鸞以下九人の眞像を掲げてゐるが、しかし札銘が剥落してゐるため、知りうるところは源海、眞佛、源鸞、□□、□□、了海、□□、□□、□□の四人の眞像だけである。上段に尊號、源信、源空、親鸞、信海の銘文下段に彌陀、釋迦、世親、善導、太子の銘文を掲げてゐる。その中、信海の銘文は他の光明本には極めて稀であるから左に抄録しやう。

沙彌信海偈云
如來出世本意者唯以眞實
說本願五濁惡世時群生海
應信如來如實言十方三世

無量惠同體一如無二如至智

□善惡和合二智圓滿道平等

(不明) 釋親鸞傳云

觀彼云々(以下略)

(六) 京都市佛光寺派本山佛光寺所藏光明本

一幅

竪五尺三寸五分、横三尺一寸の大きさであつて中央には九字の尊號、左右には十字六字の尊號と、彌陀釋迦二尊の尊形が畫かれてゐる。右方に三菩薩震旦七祖の十祖の御影(菩提流支を入れて慈愍三藏を省く)、左方に和朝先徳の御影を描いてゐるが親鸞門下に於ては十二人の像を出してゐる。御影の札銘は損じて殆んど讀むことができないが判讀することによつて、眞佛、明法如信(カ)顯智、性信、源海、性善、蓮位、西佛、廣善の諸像はかすかに知られる。親鸞以後の門侶としてその人数が割合に多いから従つて本圖の製作年時も、一面さうした古いものではなさうに思はるゝけれども親鸞の札銘に「釋親鸞」といひ、そしてそれ以後の門侶にすべて房號を用ゐられてゐる所に本圖がいかにかに原始的であるかといふことがわかる。近頃佛光寺本山よりその末寺に下附さるゝ所の光明本といふのはこの圖案と全く相違してゐる。即ち右方の震旦七祖の中に於て菩提流支を加へて慈愍三藏を省く所はよいけれども、左方に和朝先徳の御影を描くところ、親鸞以下、眞佛、源海、了海、誓海、明光、了源の六人の像が掲げられてゐる。思ふにこれは佛光寺の世代に準じて新たに作られたものであつて、さうした原圖が佛光寺寶庫に現藏されてゐるといふのではない。或は往時に於て曾て存在してゐたかも知れないが、今現に存在しないのである。

(七) 福井縣今立郡味真野村毫照寺所藏光明本

一幅

大きき竪五尺五寸、横三尺四寸五分であつて中央に九字の尊號、左右に十字六字の尊號と彌陀釋迦二尊の尊形を畫くことは全く流布本の如くである。右方に三菩薩震旦七祖の十祖御影、左方に聖徳太子及びその六人眷族を初め合せて十九人の和朝先徳

像を描いてゐるが親鸞門下にかゝげる七人の御影の中、眞佛、源海、了海、明光の四人だけは札銘によつて之を知ることができ、最後の三人は後世札銘を塗抹して、傳教、慈覺、□□阿闍梨と書き換へられてゐるので、全く不明である。

(八) 石川縣能美郡松任町本誓寺所藏光明本

一幅

原本は當寺の所藏ではないが他寺所藏の光明本から寫したものである。曾てこれと同一の木版摺一葉を上杉久秀師が持つてゐられるのを見たことがあつた。普通型の如くに中央に九字の尊號、左右に十字六字の尊號と、彌陀釋迦二尊の尊形が畫かれてゐる。右方部、左方部ともにその眞像の位置が流布本とは異つてゐるから参考のために左に示してみやう。

(左方部)

法印聖覺

顯智聖人

親鸞聖人

專空法師

源信和尙

聖徳太子(及眷族六人)

信性法師

圓壽法師

源空聖人

信空法師

(右方部)

菩提流支

善導大師

曇鸞大師

龍樹菩薩

○法照禪師

○慈愍三藏

○道綽禪師

○天親菩薩

○慈愍三藏

(不明)

○大勢至菩薩

上段にかゝれた銘文の奥書に「元亨二壬戌四月宗昭」とあるから原本の銘文が覺如の執筆であることは疑ふことはできぬ。左方に於ける親鸞以下圓壽、顯智、專空、信性の諸像は本圖の系統を究むる上になくはならぬところである。

(九) 滋賀縣阪田郡四木山深光寺所藏光明本

一幅

1. 元と攝津國平野光源寺にありしものが故あつて本寺に傳へらるゝことになつたといふ。竪五尺五寸、横三尺六寸

2. 左方に於ては親鸞聖人以下十七人を掲げてゐる。即ち眞佛、源海、了海、誓海、明光、明尊、了尊、明覺、明覺、明覺、空念、明宴、明空、明正、明念、正□、□□、明觀である。寺傳によれば銘文は了源の筆といふ。當初の奥書はないがたゞ左の如き修覆の裏書がある。

此光明本尊、元者雖有河内國大澤太良左衛門正勝尉買口給當寺住物奉寄進者也

旨時寛文四甲辰年五月廿八日

奉修覆、施主世繼惣門下中

江州坂田郡世繼村深光寺智圓

天明五乙巳年十月下旬奉修覆

(十) 滋賀縣坂田郡南郷里村今川光台寺所藏

一幅

1. 竪五尺四寸七分、横三尺三寸
2. 中央は九字尊號にして左方が十字、右方が六字である。
3. 左方に於ては親鸞聖人以下十六人を掲げる。即ち眞佛、源海、了海、誓海、明光、了明、本願、明心、善慶、無口、教善等であるが、その他は札銘が剝落して不明である。圖中の明心は光台寺の第三代であり、善慶は第四代であり、教善は第八代である。そして左の裏書がある。

光明本	文正元年戊戌六月十五日
畫工藏人吉本筆	
願主釋善性	

竪二尺〇五分
横六寸八分

(七) 滋賀縣坂田郡南郷里村大字加納圓光寺藏

1. 原寸不明

一幅

2. 左方に於ては親鸞聖人以下十五人の像を掲げてゐるけれども、原圖破損して殆んど札銘の文字をよむことはできぬ。當時の裏書は散逸してゐるけれども、左の如き修補の時の識語がある。

文政二年己卯初冬上旬

現住釋覺端

奉修補

光明本尊 一幅

了源上人授與當寺中興覺尊法師江左加納永徳山圓光寺什物也

(六) 京都市佛光寺派六坊昌藏院所藏

一幅

1. 中央は九字で左方が十字、右方が六字である。

2. 佛光寺派末寺に傳はれる「光明本」の中に於て比較的保存のよかつたと見えて、破損の程度が少ない。裏書に、左の如き修覆の記録がある。

「光明本修覆之次叙」

資始、應永廿七年歲次庚子閏正月二日

願主 釋道妙

畫工、加賀權守入道 理圓筆

再修、永正十八年歲次辛巳三月十七日

江州葦浦住 角坊下

願主 釋妙福尼

畫工修補、沼津新左衛門尉勝筆

參修、承應三季歲次 甲午七月八日

江州茶浦住 角坊下

願主 光徳寺宗順

即ち該本尊は應永廿七年道妙の願ひに依て下附されたもので、それより一百〇一年の後妙福のとき重て修覆し、更にそれより百廿四年の後、宗順の時參修されたものである。江州茶浦角坊といふは昌藏院の本坊の名で光徳寺は其支坊である。永正十八年に修補した畫工沼津新左衛門尉勝といふは天正十二年九月江州淺井郡津里光照寺の方便法身尊形を畫いた人である。左方に於ては左の如き親鸞聖人以下十五人の先徳像を掲げてゐるが中にも願主道妙もこれに加へられてゐる。十五人とは即ち眞佛、源海、了海、誓海、明光、了源、了明、妙道、妙蓮、妙秀、道妙、妙觀、道念、道專、慶音の諸師である。右方に於ては菩提流支三藏であつて慈愍三藏でない。

(三) 攝津平野慧光寺所藏

一幅

1. 中央が九字の尊號にして左方が十字、右方が六字である。そして眞像はたゞ親鸞聖人の像のみである。

(四) 石川縣能美郡丸山村新保春木直人氏藏

一幅

1. 本圖には珍らしくも裏書ありといへども眼福の機がない。

(五) 石川縣能美郡松任本誓寺所藏

一幅

1. 豎、尺、寸、横三尺三寸九分

2. 中央に九字の尊號を安じ、左右に十字六字の尊號、彌陀釋迦二尊の尊形を添へてゐる。
新潟市小島氏藏

一幅

1. 原寸、不明

2. 中央は九字尊號にして左方が十字、右方が六字である。

(七) 福井市昆布氏舊藏

一幅

1. 原寸不明

2. 中央は九字尊號にして左方が十字、右方が六字である。

五、右方部の分析獨立するもの

七種

(一) 京都府山科光照寺藏十祖御影

一幅

寺傳では十祖御影と言はれてゐるけれども光明本の右方に契當する部分である。天竺三菩薩と震旦七祖との御影で、大きさ豎三尺三寸五分、横一尺二寸五分である。讚銘及び札銘は覺如の眞蹟として傳へられてゐるけれど破損が甚だしくて到底その文字を識別することはできぬ。

(二) 常陸國那珂郡港町淨光寺藏十高僧像

一幅

本圖は寺傳には十高僧連座の御影と稱してゐるが光明本尊に於ける、左方右方兩部の眞像を合採したものであつて、先づ下部に印度の三菩薩を置き、中央に支那の四祖を畫き、上部に日本の三祖即ち源信、源空、親鸞の三像を載せて下部より上部へと順次に三國の眞像を掲げたものである。

(三) 瓜生津本尊

一幅

之は存覺袖日記に瓜生津本尊（二尊并天竺震旦高僧眞像）として出せる所であつて慶應二年七月存覺によつて銘文が書かれたのである。畫くところ光明本尊の右方部の十尊像を上下逆にし上部に彌陀釋迦二尊の尊形を加へたところの一鋪である。慈愍三藏を除いて菩提流支を加へてゐる。

(四) 信濃國長沼西嚴寺所藏十高僧像

一幅 五二

(五) 福井縣福井市三門徒派專照寺所藏十高僧像

一幅

本圖は寺傳によれば「三菩薩七高僧影繪」といひ王宮の作と言はれてゐる。それはとにかくとして、光明本の右方部天竺三菩薩震旦七高僧の眞影であることは明らかである。料紙が普通の畫絹ではなく繡帳であるところが珍しい。震旦七高僧の中、慈愍三藏を入れて菩提流支を省いてゐる。

(六) 伊勢高田派專修寺所藏十高僧像

一幅

本圖は光明本尊の右方部に契當する天竺震旦高僧像であるが寺傳では十祖繪像といひ、親鸞聖人札銘と稱してゐる。菩提流支を省いて慈愍三藏を加へることは普通の如くである。竪三尺六寸、横一尺二寸五分。

(七) 石川縣能美郡小松町勸歸寺所藏十高僧像

一幅

本圖は光明本尊右方部に契當するものであつて天竺震旦高僧の排列に於て菩提流支三藏の位置が遺緯の次に置かれてあるところが他と異つてゐる。上段には銘文があるが下段にはない。竪三尺六寸、横一尺三寸。

六、左方部の分析獨立するもの

五種

(一) 備後常石村寶田院所藏和朝先德像

一幅

本圖は正しく光明本尊の左方部に當るところであつて、寺傳によれば存覺筆と傳へられてゐる。聖德太子及その養族、源信、源空、親鸞、眞佛、了海、誓海、明光、信、の像を圖し、太子源信の兩側に各その銘文を記してゐる。

(二) 信濃國上水内郡朝陽村長命寺所藏十六尊像

一幅

この圖は光明本尊の左方部即ち和朝先德の部に相當する。上段及下段に眞像の銘文はないけれども畫中の色紙に源信と聖德太子とに關するものがある。親鸞以下の札銘を檢すれば下總露田に住んだ善性や、同國礪部に住んだ明性、そして西念と四佛との名

があらはれてくる、これらは皆親鸞門侶交名帳にその名を現はしてゐる人々である。

遺徳法輪集卷三によると、覺如筆の銘文、淨賢筆の影像を有する光明本であるやうに言ふてゐるが、これは十六尊像の間違ひである。

(三) 信濃善勝寺所藏和朝先德像

一幅

本圖は明らかに光明本尊の左方部に契當する部分であつて寺傳によれば銘文及札銘は覺如の筆に成り、畫は淨賢だといふ。その排列は全く前の寶田院本と同じであるが唯、太子立像の外に二歳の像を圖したところは他に例がない。親鸞門下の札は剝落して明らかでないが徳川中期の模本によると、如信、眞佛、源海、誓海の四師といふことである。

(四) 下總猿島郡一谷妙安寺所藏十五尊像

一幅

この連座の御影十五尊は光明本尊の左方部を分關したものに等しきものであつて、先づ本圖の下部に聖德太子及び養族六人の像を畫き、漸次に上部に向つて源信、法然、聖覺、親鸞等八師を掲げたものである。原圖の破損甚しくて殆んど札銘の文字は讀むことはできない。

(五) 岐阜縣郡上郡八幡町安養寺所藏十五尊像

一幅

本圖は光明本尊の左方部と同じき和朝先德の眞像である。親鸞聖人門下に於ては四人の影像をいだしてゐるが札銘に「如信」とある一つが解かるのみで、他の諸像は全く不明である。

七、左方右方兩部合録のもの

三種

(一) 常陸鳥栖無量壽寺所藏二十尊像

一幅

本圖には九字若しくは十字の尊號を中心としてこの光益に預かる有様を圖したものでないから所謂光明本尊の一種として數ふることはできないが、しかし光明本尊から三名號と、彌陀釋迦二尊形とを抄出することによつて、あとに残された天竺震旦日本三

朝祖師の眞影によつて形作られたる一鋪の圖であるから光明本尊に關係がないとも言へない。その構圖は先づ聖德太子と其眷族とを下段に置き、ついで天竺、震旦、和朝へと漸次に上層へ畫かれてあるから考へやうに依つては、完全な光明本が一度分化して、更に左方部と右方部とが合體して出來たものと言へぬでもない。札銘は剝落して殆んど判讀するをえないが幸にも寺傳によつて、それらの眞像は確められるのである。皆一日瞭然たらしむべく之を圖示すれば左の如くである。

(和朝 七師)	(震旦 四祖)	(天竺 三菩薩)	(和朝)
親鸞。源空。源信。	曇鸞	天親	太子及其眷族
信海。順信。	道綽	大勢至	
唯佛。唯信。	善導	龍樹	
	菩提流支		

この本尊を袖日記には「太子和漢錯亂之間」、「座次左右差違」と記してゐるので文献、遺品ともに存するものである。

(二) 愛知縣矢作町勝蓮寺所藏十五高僧像

一幅

本圖も亦常陸鳥栖無量壽寺所藏の二十尊像と全く同一の構圖であつて下部に和朝先德三人(皇太子聖德、小野大臣妹子、百濟博士學阿)、中部に震旦五祖、七高僧の中、法照と慈愍三藏を除く上部に和朝先德七人の像を描き、太子の側にその銘、源信の下にその銘を記してゐる。和朝先德の間に震旦諸祖を置いたのはどういふ意味か一向にわからない。今之を圖示すれば左の如くである。圖中、佛性といふは同縣知多郡大野光明寺開基のことである。

(和朝)	(震旦)	(和朝)
佛性	善導	妹子
專海	善導	
親鸞	少康	

源信	曇鸞	皇太子
了善	道綽	學阿
眞佛	懷感	
源空		

(三) 開田證信房本尊

一幅

存覺袖日記に記する所の文和三年、開田證信房(附屬された本尊座籍は常陸無量壽寺、三河勝蓮寺所藏の震旦和朝先德像と殆んど同じ構圖である。唯下部に印度の三菩薩を加へたところのみ之と異なるのである。即ち之を示せば左の如くである。

(和朝)	(震旦)	(和朝)	(天竺)
聖覺	法照	妹子馬子	世親
源空	曇鸞	太子	勢至
惠心	善導	學阿	龍樹
親鸞	慈愍		

以上列擧した光明本の他、河内國南河内郡報恩寺にも、京都市西蓮寺にも京都市高田派別院にも、伊勢國津市上宮寺にも、三河國勝曼皇寺にも近江國桶口明照寺にも、伊場妙樂寺にも、近江、福田寺にも、龍谷大學にも、草津信行寺にも、和泉堺市原田九兵衛氏にもそれ／＼一幅の光明本を傳襲してゐるけれども、一度眼福を得ることがあつても既に氣憶の失せてゐるものもあり、また眼福の好機を得るに至らぬものもある。また二十四輩散在記や、遺徳法輪集

などに記されてゐる中に

1. 常州河和田村報佛寺に聖人御筆の光明本 一幅
 2. 甲州萬福寺に 光明本 一幅
 3. 甲州鹽草阿彌陀堂に聖人御筆の 光明本 一幅
- といはれてゐるけれども、さてそれがそこにあるやらないのやら明らかに知ることを得ないのである。

第六節 結 語

以上、佛光寺教團の特色とする、名帳、繪系圖、さては光明本尊について縷々述べるところあつたが、光明本尊はともかくとして、本願寺覺如はかうした了源所立の異義に對し、宗祖親鸞の遺風に反するものとして、しばしばこれに弾斥を加へたけれども、彼は常に存覺を奉戴して、益々自流の繁榮を計り、決して改めることはなかつた。覺如が長子存覺を養絶した動機も、主として存覺が了源と親交を結んだことにあつた點からいつても、覺如が教團に於ける異執の徒に對してこれを矯正せむがために、いかに峻烈なる態度をとられたかゞ知れるのである。

かくて了源を中心とする佛光寺の教團は背後には存覺の力添があり、前面には繪系圖と名帳との武器をふりかざして弘く門徒の心を收攬したので、佛光寺を眞宗の本寺となし、一宗の中心としやうとする了源の野心は着々として實現して往つた。けれども彼は建武二年十二月八日（一説には三年正月八日といふが、此は誤りである）伊賀へ教化の旅をしたとき、七里峠に於て賊徒のために非業の最後をとげた。時に四十一歳であつた。これについて了源が武家の

出身であるから、公武の軋轢の犠牲となつたともいはれてゐるが、しかしそれは明らかでない。賊徒は漸くその非を悔いて、翌年正月八日京都の佛光寺を訪れ事の顛末を告げ、自らも落飾して佛門に入つた。了源入寂の後はその子の源鸞が後を繼いだが、性來多病で寺務を執ることが、できないので了源の室法明尼が萬端執務して、源鸞入滅の後も尙これを續けてゐた。されば寺傳では法明尼を第八世、源鸞を第九世と定めて、源鸞の後は、唯了、性曇、性善と相次いで、此の教團は益々發展して往つたのである。

第二章 木部派の起原及びその發達

親鸞の滅後、佛光寺を中心とする教團が洛陽汁谷に生れたやうに、近江の野洲郡にも亦、いはゆる木部を中心とする門徒の一派が頭を擡げはじめた。これがとりも直さず錦織寺の教團である。その起原については、文徳天皇の天安年間、慈覺大師の創立するところで、その當時天安堂と稱する叡山の別院であつたといふけれども、かうした寺傳などは輕々しく信することはできない。しかしながら聖人歸洛の途次、當寺へ寄寓されし頃は恐らく一個の毘沙門堂にすぎなかつたであらう。現に藤原前期（弘仁時代）の様式を示す毘沙門天王の立像が當寺傳來として遺されてゐるが、これ恐らくはその當時に安置の本尊であつて、宛かも高田專修寺が如來堂から發達し、桑子妙源寺が太子堂（柳堂）から發達し、國府津眞樂寺が勸堂から發達したやうに、錦織寺も亦この毘沙門天を安置した一小堂から同様の徑路を辿つて起つたものにすぎないのである。

この派の系統は先づその源を下總の横會根門徒に發して、性信から願性をいだし、願性から善明を経て近江瓜生津の愚咄をいだし、愚咄の舍弟と傳へる慈空に至つて本部門徒の勃興を見ることができたので、錦織寺の創立者は正しく慈空その人である。存覺一期記に依ると、慈空を「木部開山大徳」といつてゐるから、錦織寺が慈空によつて創められたことは疑ふことはできない。けれども一小堂がいつ頃から寺號を稱するに至つたか明らかでない。その昔、四條天皇から「天神護法錦織之寺」の勅額を下賜さるゝことによつて、錦織寺の寺號ができたといふが、これは單なる傳説であつて一個の童話としか考ふることはできない。けれども存覺一期記を見るに、貞和三年の條に(中の十四丁)「錦織寺慈空坊於當宗有學問之懇志」とあり、觀應二年の條に(下の六丁)「江州錦織寺主席慈空入滅」とあるが如き、また永徳三年慈觀の著した「淨土宗一派血脈譜系」にも、後住錦織寺勅院云云と言つて、明らかに錦織寺の寺號が用ひられてゐる以上、慈空が覺如に歸入した貞和三年の頃から既にさうした寺號を稱し來つたことは疑ふことはできない。下つて延文、貞治、應安の頃になると、錦織寺の寺號を盛んに用ひてゐたことは左記の本尊裏書等によつても亦明らかである。

- 錦織寺繪事 (延文五、十一、十五)
- 存覺上人六要鈔奥書 (貞治二、三、二五)
- 信樂本尊裏書 (貞治二、十二、二三)
- 豊浦本尊裏書 (同二、十二、十五)
- 「不明」本尊裏書 (同四、八、二七)
- 佐々木妙圓本尊裏書 (同二、三、一五)

烏丸兵衛本尊裏書 (應安二、三、一一)
 尼本一本尊裏書 (同四、三、四)

二

錦織寺傳によると、先づ初めに横會根の性信と飯沼の善性とが相嗣いで此の寺を管理したが、本部の邑主石島資長も亦雍髮して法名を願明といひ、その後を襲けた。その願明に二子があつて、長男を愚咄といひ、次男を慈空といつたが、慈空は願明の後を襲いで錦織寺を司り、愚咄は瓜生津に寺を創めて住したと言つてゐる。即ちさうした寺傳によると、性信——善性——願明——慈空と次第して錦織寺主の相承を司どつたことになるが、しかし善性と願明とは願性と善明との誤記であることは「聖空大師眞影」に於ける存覺の銘文や、瓜生津本尊(聖徳太子并和朝先徳眞影)に於ける和朝先徳の眞像や、(別に圖示す)その他不可思議光の裏書に、「性信——願性——善明——愚咄、血脈如此」とある銘文によつて明らかに知らるゝのである。

瓜生津本尊 (神皇正統記十八頁所出)	本願寺	願性	十月二十二日入	愚咄	正月二十二日口
太子(尊)六人	惠心	性信	七月十七日	善明	八月十五日入
日本源宗盛人					

しかなしながら、存覺袖日記三十四丁には横會禪門流事と票して、

性	信	七月十七日	願	性	十月廿二日
善	明	八月十五日	愚	咄	正月廿二日

年紀未悉勘之、但此中、愚咄太徳者觀應三年壬辰也

と言つてゐるから、これによると性信以下の入寂年紀は未だ悉く知ることを得ないが、愚咄だけはその歿年が明らかに知られるといふ意味である。思ふに愚咄以前の木部の系統は單にその相承血脈の人を知るのみであつて、他の史實の點に至つては遺憾ながら甚だ不明である。木部門徒の道場たる毘沙門堂の發展によつて錦織寺となり、茲に獨立したる教團を築き得たのは慈空に初まり、慈觀(綱嚴)に至つて成就されたのであるから、錦織寺史として確實なる史實を探り得るのは正しく慈觀以後といはねばならぬ。

觀應二年七月七日、慈空は兄の愚咄に遺言して、存覺を迎へて錦織寺主からしめようとしたが、存覺は老年の故を以てこれを辭退し、その子綱嚴をして代らしめた。そのことは左に示す存覺の法語(錦織寺藏版安心章に出づ)によつて明らかに知らるゝ所であつて、中興慈觀上人といふは即ちこの人のことである。

抑、コノ勅院錦織寺ニ居住セシムル根元ハ、去ル貞和四戊子年、予ガ年齢五十九オナリ。ソノコロ當院ノ慈空、法義ノコ、ロザシニヨリ、ツネニ予ガモトニ來、自身領解ノトリヲリノベラレシニヨリ、カタノゴトク一流相傳ノ他力安心ノオモムキヲネンゴロニ談合セシメ畢。コレニヨリテ、當院ニ移住シテ聖人一流ノ法命ヲツクベキヨシ、ネンゴロニ申サレシソノチ、有爲無常ノナラヒノガレガタク、ホドナク觀應三壬辰年七月七日、往詣樂邦ノ素懷ヲトゲラレ畢。シカルニ同八月二十日、瓜生津ノ愚咄來臨シテイハク、慈空存日ニ約シマイラセシヨシ、遺言セラレシヨシヲカタリ、當院ニ住シ聖人一流ノ法命ヲ相續セシムベキノムネヲ、ツブ

サニ申サル、トイヘドモ、予ステニ六十有餘ナレバ餘命イクバクナラズ、綱嚴僧都卒ニ相續セシムベキ旨ヲ諾シテ、同年十二月廿日ニ共ニコノ勅院ニ移住セシメ、カタノゴトク聖人相承ノ他力信心ノオモムキヲ勤化セシムルコト、サラニオコタリナシ。コレシカシナガラ、往昔ノ宿緣アサカラザル因縁ナレバ、ミナミナ信心決定シテ往生極樂ノ本意ヲトゲラレナバ、コノ勅院ニ住スル所詮タマコノ一事ナリ。マタコレ慈空遺言ノ本壞コレニスグベカラザルモノナリ。信ズベシノ、

文和第三申午曆 七月七日

釋 存 覺 在 列

慈空第三回忌之日也

三

慈觀とは童名を光威丸といつたが、建武元年二月七日存覺の第七子として生れた。康永二年九月、日野隨心院に入つて經嚴僧正の教へを受けたが、ついで大納言廣橋兼綱の猶子となつて、同年十月得度した。諱を綱嚴といつたのは恐らく前記の兼綱、經嚴の二師に依つたものであらう。後に東大寺や青蓮院に入室修學したけれど、その多くは師父について學んだのであつた。觀應二年錦織寺を董するに及び、父存覺の監督の下に大に教團の基礎を固め、全く錦織寺の面目を一新するに至つたから、後世中興上人として崇められた。

慈觀の「淨土宗一流血脈譜系」によると、慈觀以前の錦織寺には二種の系統がある。即ち同書の序文に「爰恭惟、釋慈觀承受三空聖人六代之遺流、慈烈三覺聖人五世之派脈。初雖附常樂臺、基趾後住錦織寺勅院。康安初曆者受兩上人之芳骨於魚愚、貞治第二者傳六要鈔之秘記於一身。是以帶血脈於二途、施利益於兩流」といひて、次に左の如き意味を説いてゐる。



思ふに教義上の系統と、錦織寺主の系統とが慈観に至つて全く一に歸したのであつて、これはやがて又た本願寺との關係を益々密接ならしめた所以である。先づ存覺と錦織寺との關係については、父存覺はいつも慈観を指導したものであつて、木部からいだところの本尊裏書なども、一時存覺によつて書き加へられた事もあり(袖日記参照)、また貞治二年三月慈観は父存覺より六要鈔の傳授を受けてゐるが、明徳三年五月には重ねて之を本願寺第四世普如に傳授したこともあつた。かうした一面から見ても、本願寺と錦織寺との關係が當時いかに親密であつたかを知ることが出来るのである。この教團は、前にのべた佛光寺教團に比べると、比較的に獨立の影も薄く、その勢力も亦微弱であつたが、しかし中興慈観の出世以來、益々堅實な發展をとげて遂に現在に於ける一派としての位置を礎ぎ上げるに至つたのである。

第三章 越前に於ける四派の起原及びその發達

一

越前に於ける四派といへば三門徒派專照寺、山本派證誠寺、出雲路派毫播寺、誠照寺派誠照寺の四個本山を中心とする各派のことであるが、しかし宗派の成立からいつても、叙述の便宜な點からいつても、また餘す頁數の僅かな點

からいつても、茲に一括して書くべく餘儀ない場合に立ち至つたから、ひた走りに走つてこの講義を打切らうと思ふ。

今、吾等は親鸞滅後、鎌倉時代から南北朝時代にかけて、近畿地方に起つた二宗派、いはゆる佛光寺教團(汁谷門徒)と錦織寺教團(木部門徒)との發展の跡をたづねたが、更に眼を轉じて北陸方面を注意すると、そこには越前に於て一派の教團が頭を上げ初めたことを見逃すことはできない。これは申すまでもなく大町門徒である。

眞佛の門下に遠江の鶴見に專信房專海あり、專海の門下として三河の和田に圓善といふものがある。この系統を和田門徒といつてゐるが、その圓善の門徒の一人に、越前の大町に如道がある。大町門徒の教團はこの如道によつて基礎付けられたのである。眞宗假名聖教所收の慕歸繪詞第十卷に覺如の血脉の弟子を擧げ終つて、「コノホカ自餘修學ノ門徒タリトイヘトモ、ソノ志アリテ遠國ヨリモ上洛隨逐シテ所化ト成テ、稽古ヲ致シ提撕ニ堪タルモアリ、所謂如導——中略——ゴトキノ類ヲヤ」といつて、如道を加へてゐる點から見ても、彼が本願寺覺如の門人であつたことは容易にうなづかれる所である。

應長元年、覺如存覺の父子が越前へ下向の時も如道の許に滞在したが、この時如道は存覺より教行信證の傳授を稟けたことが存覺一期記中卷に見えてゐる。思ふにこの記事は、親鸞聖人鏡御影(西本願寺藏)に於ける覺如自筆の識語「應長元歲辛亥五月九日於越州教行證講談之次記元了」の文句によつて一層確實に裏書さるゝ。下つて正平七年三月、康樂寺圓寂の畫いた本尊の表書にも「越前國大町門徒。近江國內音羽庄釋道性大德繪像云云」(存覺袖日記一一四頁)とあつて、大町門徒の名が見えてゐるが、その時は應長元年より四十二年の後に相當する。

二

大町門徒の起原については、專照寺傳によると正應三年八月、如導三十八歳にして、時の領主波多野次郎左衛門通貞により足羽郡大町に一字を創立して專修寺と號したといふが、今それを悉く信することはできないけれども、應長元年以前であつたことは明らかである。その後如道は新義を立て、自ら秘事法門と稱したので、本願寺覺如は眞宗に於ける邪義として大にこれを排斥した。けれども彼がその教團に於ける勢力は實に侮り難いものであつて、横越の道性(山本派證誠寺)、鯖屋の如覺(鯖屋とは今の鯖江のこと、誠照寺派誠照寺)、中野の坊主淨一(三門徒派專照寺)等は各々その義を相承して三門徒不拜衆と稱した。文錄二年の古本であつて、異本として知られた反古裏によれば、これについて左の如く委しく説いてある。

「彼ノ圓善ノ弟子越前國大町ノ如道ト云モノアリ。田島ノ興宗寺行如、和田ノ信性アヒトモニ覺如上人御在國ノ中御勤化ヲ受ラレシ法徒ナリ。然ルニ御上洛ノ後、法流ニオキテ如道新義ヲ立、秘事法門ト云コトヲ骨張セシカハ御門徒ノ面々カタク糺明ヲナシ、自今已後出言アルベカラザル旨、起請文ヲカ、シメ改悔アリシカトモ、猶ヤマズシテ諸人迷亂アリシカハ、申上ゲラレ御門徒ヲハナサレ畢。シカレドモ邪義ヲツノリ、横越ノ道性、鯖屋ノ如覺、中野坊主此旨ヲツタヘ、今ニ餘殘アリテ、オガマズノ衆ト號スル物也。」

又鯖屋ハ三門徒ノソト也、如覺ハ常樂寺存覺上人ノ御在世ノ御時ヨリノ御門弟也、其以後邪義ノ骨張ト成給ヒキ。シカレドモ今小路蓮覺上人御時歸參アリキ。シカル所ニ麻田伊賀法橋無所存ニヨリテ又秘事ニ立カヘリ給ヒキ。イマノカワ野ノ成照寺是也、反古裏は永祿十一年に光闡坊顯誓の記するところであつて、如道時代を隔つること二百五十年後のものであるから、記事の絶對的正確なるを保することはできないにしても、略々その大要を知ることができる。

思ふに如道が稱へた秘事法門だからとて、必ずしも如道の獨創ではなくして恐らくは慈信房善鸞の系統を稟け繼い

だものであらう。けれども秘事法門の呼稱は如道自ら名付けたものであつて、覺如が改邪鈔に言つた夜中法門とは、いはゆるこの教團の主張を指したものであるらしい。即ち改邪鈔末第六章に

一、本願寺ノ上人ノ御門弟ト號スル人々ノ中ニ知識ヲ崇ムルヲ以テ彌陀如來ニ擬シ、知識所屬ノ當體ヲ以テ別顯眞實ノ報土ト云フ、謂レナキコト

と稟して嚴しく破斥を加へられてある。その所立の内容については該書末十七丁にいへるが如く、此土と他土とを分けることなく、隨つて淨土と穢土とを分別せず、辱けなくも凡形の知識を以てそのまゝ三十二相圓滿の佛體に擬せむとするが如きは、淨土眞宗の一門では曾て談じたことのない一異解であつて、これは明らかに一念歸佛入正定聚を異執することによつて起れる邪義といはなければならぬ。殊に開宗の本典教行信證に出づる所の顯彰隱密の義を曲解して、自らのいふ所を表はに現せず、これを内密に傳へるところに祖師の隱密と仰せられた深意があるのだと言ふ所などは、何といつても眞宗と眞言宗との融和を試みた結果であらうと思ふ。即ち知識即佛、穢土即淨土の考へ方や、秘密相傳を重んじ、之を執するところなどは、確かに眞言教の「父母所生身、即證大覺位」といつた思想に影響されてゐるやうに思はれる。

下つて如道時代より蓮如時代になると、眞言宗の影響といふよりも寧ろ曹洞宗の色彩が次第に多く加はつてきたと見るべきであつて、即ち知識即佛、穢土即淨土といふ邊は當時に於ける禪宗の見性成佛の思想に影響され、秘密の相傳を固執する所などは禪の印可思想に、より多くの關係を有するやうに思はれる。現今、判る處で猖獗を極めてゐる秘事法門も、その形式など固より古へと變つてゐるけれども、教義の根柢に於てはこの如道の主張と何等異るところ

はないのである。しかるに覺如はその著改邪抄に「シカルニ風聞ノ邪義ノ如クニハ」とか、「ホノカニキク」とか、「又タキク」とかと言つて如導の立つる所を風聞視してかいてゐる邊や、又は觀應二年覺如の葬送に際して、如導が師資の舊儀を守つてわざ／＼上洛した點（存覺袖日記）から想像してみると、當時如導も表には覺如の弟子たるを装ひつゝ、極内々に秘密法門を鼓吹したまでであつて、その勢力に於ても未だ頗る微々たるものであつたことを暗示して居りはすまいか。

三

思ふに如道の唱へた秘事法門の教が發酵して北陸に隱然たる新勢力をなすに至つたのは、恐らく如道の孫淨一の時代であつて、鯖屋の如覺、横越の道性、と共に三方對立して、この教團を「三門徒拜ますの衆」と呼ばれるに至つたからのことであらう。而して永享八年（皇紀二〇九六）淨一は遂に本願寺宗主巧如によつて擯斥を受けたので、そのため彼は大町を出で、足羽郡中野村に堂宇を移轉して寺號を專照寺と改めたのである。專照寺文書（「三門徒法脈」に引く）の中に

鹿園院領越前丹（生）郡藤野之保、中野村專照寺始而念佛之道場建立、依爲寺、家扶持所諸役免許乃至修道勤行無退轉可被相勸者也

永享 月 日

妙 觀

といふ一通がある。

文書としては何となく史的價値に乏しいやうな感じがせないでもないが、しかし「專照寺略縁起」の中に「永享九年將軍足利義教公、深く淨一法主に歸依し、先代鹿苑院の領地を寄せられ、中野の寺地門前末寺に至るまで、諸役免

除の朱印を附與せらる」とあるからは、大體この文書に據つたものと考ふべきであらう。そして反古裏に「中野坊主」とあるのは即ち此の淨一を指させるものであつて、寺傳によると、この專照寺は如道を開基とし、如淨を第二世とし、ついで第三世となつた了泉は第四世淨一に譲つたのである。反古裏の流布本によると、「蓮如、吉崎に御在津の時より大略心中を改め本寺に歸來せしむ」とあるが、それは恐らく表面だけのことであつて、第十一世善連は門徒參詣の便を圖り、天正三年寺基を足羽郡中野から北庄堀小路（今の福井市）に移し、第十七世證如は寺域の狹隘なるより、享保九年、更に堂宇を今の地福井市豊町に移す等、この系統は後世脈々として絶ゆることはなかつた。現今、越前四本山の隨一として、三門徒派專照寺と稱せらるゝものは即ちその末派である。

三門徒派專照寺に傳へられてゐる愚闇記並に「越前三門徒法脈」によると、この系統が一時一過流の影響をうけて踊念佛を行つた形跡があるやうであるが、一派の教團として他と異なる色彩を有つてゐたことは疑ふことのできない事實である。

因みにいふが、當派に於ては、善導、源空、親鸞、眞佛、專海、圓善の法系に開基の如道を加へて、これを七高祖といつてゐる。三河國碧海郡長瀬の願照寺に七人連座御影、大谷遺跡四、通記六といふものがあつて、上みに言ふやうな七人の眞像を一幅の中に描いてゐる。かうした畫像は明らかに如道の法脈を物語るものであつて、古來三門徒專照寺に依用さるゝ所のものである。

（註一） 成照寺とは越前名蹟考六によるに足羽郡徳尾常照寺のこととするが、今は麻生津村にある常照寺のことである。

（註二） 「越前三門徒法脈」

一、中野專照寺今ハ福井ニ居ス。中野ノ敷地其支配ハ于令中野專照寺ト名乗、正月二十五日黃昏ヨリ故念佛ト云法會有、法然上人ノ贊ニテ勸之、終夜ノツトメナリ。

四

次に如道より横越の道性に傳へられた一派とは、後世越前四本山の一たる山本派證誠寺の源流であるが、今この派の開基道性については、或は百姓道願兵衛の子といひ、或は如道の眞弟ともいふが、近世本山證誠寺にて編輯したる新説によれば、善鸞大徳の息男淨如を開基とし、道性を第八世なりといつてゐる。思ふにかうした寺傳には正確なる史實と矛盾する點が頗る多い。

前にもいへるが如く道性が大町門徒たることは、覺如が正平七年に江州に下げた本尊の記録にも「越前國大町門徒、近江國內音羽庄釋道性大徳繪像」とあり、また文和四年、越前へ下された本尊の記録にも、「大町門徒釋道性大徳」の文字があるから、決して疑ふべき餘地はない。しかるを眞宗全史の著者村上專精氏は、三州池鯉鮒正念寺(註三)(今は知立町稱念寺とかく)が道性開基の寺院であることから之を推測して、彼を三河の人なりといふが、今この記録によつて、さうした誤謬もたやすく消滅さるゝわけである。

而して一體證誠寺といふ寺號はいつ頃から公稱したものか、その起原については、これを明らかに知るべき史料はない。けれども高田派本山專修寺の寶庫に、選擇集延書の零本一帖(上卷)が襲藏されてゐるが、古風な粘葉綴より成り、筆者は正しく八日市の道琳である。該書の奥書によると、

「越前國、今南四郡 横越保内

證誠寺道性聖人元御下

八日市

釋道琳

應永三十五年己未閏三月九日

とある。これによれば室町時代初期若しくはそれ以前に於て、已に證誠寺の寺號が出来上つてゐたことは容易に推測しえらるゝのである。「顯誓記」に「越前國横越の證誠寺道性、京都に我寺證誠の本寺毫辨とたのみ申せしまゝ、善智代に至つて、出雲路退轉の後、横越に住玉ひ、祕事法門の類の如し」といつてゐるやうに、横越證誠寺は道性以降、つゞいて出雲路毫辨寺との關係が深いのであつて、出雲路善幸の三男善智は先づ本末の好みを慕つて、證誠寺に寄寓したが、その後には於て二男善鎮も亦その母と共に來つて、これに投じた。かやうにして横越と出雲路とは此時密接なる關係を生ずるに至つたのである。

當派に依用さるゝ所の列祖については、專照寺にいふ所の七高祖の上に、更に開基道性を加へて之を用ひ、いはゆる八高祖と呼んでゐる。延文六年三月二日近江國蒲生郡武佐村の道佛に下附された兩朝高祖尊像一幅は、善導、源空、親鸞、眞佛、專海、圓善、如導、道性の八人の畫像であるが、申すまでもなくこれは當派にいふ所の八高祖である。その札銘を見ると、道性のみは釋道性とあつて、その他は皆聖人若しくは和尙の敬語を用ひてある邊から察すると、本圖は恐らく道性の生前中にできたものであらう。

(註三) 本願寺通記第六、並に大谷遺蹟錄第一に「專信弟子道性三河池鯉鮒正念寺安木像」といふが、その木像は現に河國同郡中根眞淨寺にあり。正念寺及び眞淨寺は現に眞宗大谷派末寺である。

五

次に出雲路派毫攝寺については、その由来を尋ねるに決して三門徒の教團に属すべきものではなく、明らかに本願寺覺如の門人となつた乗專の創立する所であつて、元は京都の出雲路に在つたのである。慕歸繪詞卷十の第一段によると、

「サテコノ法眼(清範即ち乗專を指す)草創シ侍ル丹州ノ佛閣ヲモ本願寺寄附ノ儀トシテ、毫攝寺ト題額ノ號ヲ申ナツケ、同ク筆生ノ字ヲ書クタシケリ」

と記してある。乗專は丹波六人部の人で、初めは禪宗であつたといふから、自ら建立した禪院を京都に移建して、本願寺の末寺としたものであらう。毫攝の意味は白毫より放つ所の光明を以て攝取することを示すのであるから、京都へ移建された時に覺如の命名したものであらう。「存覺二期記」の文和二年の條に「出雲路乗專」と記してある。出雲路の地はかの幸神(ゆきかみ)を祭ることによつて有名な出雲路道祖神社を中心として、上は上御靈神社邊から下は一條通邊までを總稱していふのであるから、當時いづれの地點に毫攝寺があつたか跡方もない今日、容易にこれを知ることはいない。室町時代中葉に至り、本願寺蓮如と越前國主朝倉氏とが不和になるに及んで、朝倉氏を援けた横越の證誠寺は、勢ひ大谷本願寺を本寺とすることが出来なくなつて、止むを得ず出雲路の毫攝寺を頼んでその本寺とした。その時證誠寺は恰も善幸の世代であつた。ところが間もなく京都に兵亂があつて、出雲路が衰亡に歸したので、善幸は竊かに上洛して、長子善秀を京都に残し、二男善鎮、三男善智は本末の好みを慕つて、母と共に越前に下り、横越に忍び住した。その後天正の頃善秀は攝津小濱に寺を再建して毫攝寺と稱したが、二男善鎮も母と共に、善幸の隠居所山本の庄に住して、毫攝寺と稱した。ついで三男善智も亦加州に往いて一字を建立し、此亦毫攝寺と號したが、現今加州大

聖寺の大谷派末毫攝寺は即ちこれであるといふ。

如是にして、證誠寺と毫攝寺とが本末の關係にあり、そして山本庄に建てられた毫攝寺が特にその土地の横越に接近してゐるといふ關係から、勢ひ三門徒の影響を受くるに至るのは無理からぬことであつて、やがて影響を被つて秘事法門宗に轉じたのである。

その後兩寺の本末論がしきりに喧傳せられて數多の紛擾を齎らすに至つたが、證誠寺の善教の時に門末は兩分され、柳原家より入寺した毫攝寺の善照は、その一半を率ゐて、慶長八年、越前今立郡味眞野太子堂の地域に寺基を定めた。眞宗四個本山の一たる出雲路派毫攝寺は實にその末葉である。

六

次に如道より横越の道性に傳へ、道性よりその弟子如覺へ傳へた一派について言はねばならぬが、これは申すまでもなく、越前國今立郡鯖江の誠照寺一派である。開基如覺については或は道性の弟子ともいひ、或は息男ともいふが、恐らくさうした父子の關係はなかつたものであらう。當寺の寺傳には牽強附會なる一説を案じて、如覺の父は道性であり、道性は祖師の門弟であるなど稱して、本寺の濫觴をば祖師時代にまで遡らしめようとしてゐるけれども、既に本寺に於て、善導以下如覺までを血脈相承の祖師として之を崇め、特に九高僧を立つる點から考ふれば、自家撞着も亦甚だしと言はねばならぬ。福井市三門徒派專照寺に藏する所の「九祖御影」一幅(大き横一尺九寸、豎三尺一寸五分、室町時代のもの、札銘には後世の改竄の跡あり)は、その内容よりいふも無論誠照寺の舊藏と思はしむるものであるが、今その列祖御影によれば、明かに善導和尙、源空上人、親鸞上人、眞佛法師、專海法師、圓善法師、如導

上人、導性聖人、如覺聖人と次第してゐることは、道性が親鸞の弟子ならざることを雄辯に物語つてゐる。思ふに現今三門徒の四派は宗義上、本願寺系と何等の相違する所もないが、趣如以後、秘事法門と言へば一般に恐るべき邪義と見做されてゐる關係から、その寺が秘事の張本たる如道の系統に屬することを、自ら潔よしとせず、かくは新説を案出するに至つたものであらうと思ふ。けれども誠照寺派誠照寺が三門徒如道の系統であることは、誰が何といつても動かすことのできない事實である。

七

かくて如覺はこれを嗣法如存(存覺の第五子といふ)に傳へ、以後系統連綿として次第相承したが、第十世秀意の時に至つて、殿堂伽藍等は悉く完備し、勅許の四足門も亦此の時に竣功するに至り、末寺檀信徒も増加してその勢力も侮るべからざるに至つた。けれども時恰も戰國時代と稱せらるゝ騷亂の場合であつて、織田信長が北陸に於ける一向一揆や日蓮宗一揆を平定の際は、何れへも味方せず、中立の態度を執つたので、却てその難を逃れたけれども、信長の死後、柴田勝家、瀧川一益等對豊臣秀吉の戰爭に於ては、勝家の軍に應援したので、却て秀吉方に破られて慘々の目に遭ひ、一山の堂宇も亦この時盡く兵燹に罹つてしまつた。時に正親町天皇の天正十一年四月である。

その後、秀吉國中に令して勝家の徒黨を嚴科に處せんとするの風聞が傳へられ、當派の末山も亦その累の及ばんことを恐れて、周章狼狽の體たらくであつたが、同月二十六日、度量の大きな秀吉からは却て還住の上、執行專要の旨、通知してきたから、門末一同初めて安堵の胸を撫で下すことができた。

「當寺並諸末

寺以下如_レ有來_一

不可有異義違

住候而執行專

要候也 仍狀如件

天正十一

筑前守

四月廿六日

秀吉 判

越前國鱒江 誠照寺」

それから秀意は直に假堂宇の建立にとりかゝり、安心文及び九箇條の寺法を製作して門末に傳へ、専ら教化の方面に力を集注したのである。

かくて天正十七乙丑年四月二十五日、後陽成天皇から繪旨を下し給はつたので、秀意は二十七日參内して、清涼殿の僧正席に於て天顏を拜するの光榮を得たのであつた。かうした繪旨拜賜の特典については袖岡越中守景久、川端道喜、一安軒宗養などの手を煩はして、勸修寺殿、中山殿、菊亭殿に幹旋せしめた事情に依るものであつて、そのことは最近發見せられた左記の三通の文書によつて明らかに知らるゝのである。

(一) 袖岡越中守景久消息

一通

尙々委義は御上洛之節可申入候相調於拙者大慶存候 猶道喜老

御繪旨之義 種々

可被仰越候此方之義は

勸修寺馳走被申候付而

御氣遣なく御上可被成候 以上

勅許に而御座候先以目出度令存候左候へは御給旨御使者へ相渡申義は如何敷候間上人様御上洛候而直に頂戴被成候而御參内をも被成候様にとの義に候間急御登御尤に候爲其 懇使者以申入候 恐惶謹言

三月九日

袖岡越中守 景 久 在判

誠照寺 御納所

(二) 下長者町烏丸 川端道信消息

一通

惣兵四郎指下申候彌右衛門被遣候即通物上物調候て參候所に御參内之事申入候へは即此度可然候はんと勤修寺殿御意候間急御上洛可被成候御上洛候とて此度すみ申候へはもはや物のあまり入事なく候事候間とりあへず御上洛可被成候即越中守よりも以書狀被申候あまり御用意なく候ていそき御上洛尤候 彌右衛門罷下可申候へ共越中守たりも使者留置候て別之者下候へと申候間右之分候

三月十日

恐惶謹言

道 倍 在判

誠照寺様 人々御中

(三) 一安軒宗養消息

一通

尙々乍輕微青紅帶二筋進上聊表寸志許候委曲常樂寺可被仰候以上

尊輪並爲御音信鳥子百枚拜領辱存候就中菊亭殿中山殿勤修寺殿各へ鳥子百枚宛被參候常樂寺致御供儀相届申候然共關白様爲御見迎去二日相州へ御下向候條御歸次第且可申入候次又常樂寺御出世之事傳奏違御留守之事候は、此法印へ然々申入菊亭中納言殿勤修寺辨殿中山中將殿我等致御供於長橋御局様歷 叙應候へは法印に被成 勅許即參内珍重之至存候御造作と申なから併御冥加之至目出度存候京都相應之義共何時も可被仰付候隨分可致馳走候 恐惶頓首

五月十五日

一安軒 宗 養 在判

誠照寺 尊 答

かくて慶長十一年、當山住職秀意の推舉狀によつて、末寺のもの迄でに叙位の件が勅許さるゝに至つたから、當派末寺住職にして法橋に叙せられたものもあつた。京都帝國大學寄託文書の中に左の一通がある。

(端書) 口宣案 誠照寺末寺 四福寺
(本文) 上卿 勤修寺中納言

慶長十一年七月廿七日 宣旨

良知

宜叙法橋

藏人頭右中辨藤原俊昌奉

これで見ると、末寺西福寺住職良知が法橋位に叙せられたのであるが、その他の住職が叙位の場合に於ても大抵は皆此の程度の位階であつて、未だ曾て一躍して「法印」に叙せられたものはないらしい。そのことは京都帝國大學寄託の左の文書によつて知らるゝのである。

御狀之趣、本所へ令披露候、仍末寺常樂寺法印成之事被仰越候へ共、今程前々に相替御法度御座候而不罷成候間、先法橋に相調口宣進入申候、更非如在候、隨而諸末寺等本寺へ不被相届爲私出世之義於被申上者此方へ急度被申越候旨、從本所相心得可申入由に候、猶永賀可被申入候 恐々謹言

霜月九日

井家攝津守 豊 家判

誠照寺 御 報

文中の常樂寺といふは當派唯一の連枝寺格の古刹として特種の地位を有し、派内に於ても亦重要視せられた寺院であるが、しかもそれが法橋位に叙せられてゐる。他のそれ以下の末寺に於ては推して知るべきである。

秀意に次いで、第十五世秀誠は實に當山の中興として現はれた著名な方で、寺法の制定、諸堂の建立、教書の作製等その功績甚だ顯著なるものがあつた。現今同派にて朝夕拜讀さるゝ御文は殆どその大半が秀誠の手によつて成つたものである。

かくの如くして徳川の中葉に至つては、毫播寺が青蓮院に屬し、證誠寺は聖護院に、專照寺は妙法院に屬して院家となつたやうに、誠照寺も亦日光輪王寺に屬して院家となつた。維新以後これらの四派は獨立して、各々眞宗の一派をなすに至つたのである。

第四章 一遍門下の異風

前章に於て、越前に於ける四派の教團についてその大要を述べたが、尙これに附隨して一言申しておきたいのは、覺如時代に於ける一遍門下の異風といふことである。

一遍といへば、その元西山流より出づる所であつて、西山の開祖證空の弟子に聖達といふものがある。達は筑紫の太宰府で教へを弘めたが、一遍はその門下よりいで、別に一宗を開いた。これが即ち時宗であるが、當時の人々はこれを一向衆と呼んだのである。開祖一遍は普ねく全國に遊行して、念佛札(南無阿彌陀佛、決定往生、六十萬人)を授け、勸進帳に記名せしめて、諸所に踊躍念佛を行はしめた。その立つる所の教は、同じく他力の念佛にあるけれども、その他力たるや必ずしも自力を捨て、他力に歸するといふ類ではない。自他の差別を泯亡して身心を放下し、殆ど無

意識的に一切の我執をとり去つて後、信不信に係はらず、只念佛するときは必ず往生すべきものだと言ひてゐる。それであるから、これに隨逐する徒らは、専ら遁世の意義を現はして袈無衣あむいや黒袈裟くろさうを着て、すべて阿彌陀佛號を用ひた。これは則ち開祖一遍が、自も南無阿彌陀佛、他も南無阿彌陀佛と言へるに基づくものであつて、言ひ換れば南無阿彌陀佛を以て一切を統一し融解せしむるの意を表現したものである。さればその風儀といふ點から見ても、他の諸宗に比べて頗る異形であるばかりでなく、諸國を遊行するの徒にして、まゝ法度に違叛する者もできてきたので、遂に幕府の注目するところとなり、社會の秩序を攪亂するものとして、往々その制裁を受くるに至つた。かの眞宗に於ける原始教團に於て、唯善が大谷安堵の下知狀を得たのも、かうした一向衆の制裁を好期とし、一面その混同をさくすることを標榜して、陰に大谷の横領を企てんがためであつた。

後元弘元年に至り、覺如も亦本所妙香院を経て、鎌倉幕府に愁申狀を呈し、親鸞の門流が横に一向衆と混亂し、幕府の制裁をうけたことを述べ、親鸞の門流と一遍の門流とは全然關係のないことを愁訴したのであつた。かうした事實から考へても、當時一遍の門流は頗る盛んであつて、眞宗の門徒もその誘拐を被つたことは明らかである。それであるから、前記(第一章第三節参照)の實悟記拾遺にあらはれた六箇條の中、後二箇條にもその旨をいたし、改邪鈔本の第三條にも

一、遊世ノカタチヲコトトシ、異形ヲコノミ、袈無衣ヲ着シ、黒袈裟ヲ用イル、爾ルヘカラサル事

といふ項目を設けて、嚴しく之を廢斥した。越前如道の一派が、とりわけその影響をうけて、踊躍念佛を實行したことは前に已に言ふところであるが、これについて、長泉寺法印別當孤山隱士の書いた「愚問記」には、凡そ二十箇條

をあげて、その中に、

- 一、踊躍念佛無一本説一事
- 一、躍躍來、面々飯汁御菜混合事
- 一、踊躍來、網衣ヲ死人上引覆事
- 一、踊躍於二道場二連歌之事
- 一、踊躍門弟等六字ノ各號ニ南無之事義立事

など、盛んに踊躍の文字が現はれてゐる。殊にその踊躍念佛の實況を寫す一段になると、「女は身を綾羅錦繡に粧ひ、面には白粉を塗り、眉を青く齒を黒くして、長髪は垂れて衣にかゝり、薫香馥郁たるところはまるで傾城の姿である。かうした男女が一團となつて、よもすがら思ふまゝに躍り狂ふ」(取意)といつてゐるが、これには多少の誇張もあらうが、これによつて見ても、北陸の教團が確かに一週流の踊念佛の影響をうけてゐたことは明らかな事實である。

二

この踊念佛が嘗に北陸の教團に影響せしめられたばかりでなく、下野高田の教團に存在してゐた形跡があるから、北陸教團の如道はその源を高田教團に發足してゐる關係上、北陸教團に於ける踊念佛は、或は高田教團に影響をうくるものと考へられぬでもない。しかしかうした兩教團影響如何の穿鑿は他日に譲ることとして、現に下野高田から移建された所の伊勢高田派本山専修寺では、大法會に際して、時折踊念佛を修する所の遺風がある。これは下野高田の風が傳はれることが明らかであつて、近くは本年四月新法主の得度式紀念として、この念佛が修せられてゐるのを見てもわかる。

相國寺の南江といへば足利時代に於ける有名な禪僧で、還俗してから泉州堺に菴室を結んで漁菴と號し、一休、一路などと往來して數奇な生活をしたのであるが、その遺稿の「鷗巢集」に左に示すが如き跳念佛行と題する作が見えてゐる。

「跳念佛行」

七月望日盂蘭盆 泉津兩境兒女喧 堂上一柱懸一燈 平沙如畫海色澄 遊頭選出倡優主 赤髮被頭搗大鼓 急舞臂轉手不停
一里二里驚響聲 男着女服女學男 紅巾白帽破襪衫 張口連叫彌陀佛 彌陀佛聲鑿湯沸 掉頭嬌手各低昂 或倚或角顧而狂
買笑一若駝儂兒 千怪百奇無不爲 自由跳躍氣揚々 官差遣跳豈陸梁 長河漸落斗北殘 環立觀者如勾欄 是時魚龍亦出舞
穠潮龍吼天欲雨 如何念佛鬧忽々 愚民十戶九雷同 年々故鬼回不回 辛苦喚佛々不來

これは當時、海外交通の要衝として知らるゝ泉州堺の盆踊を歌つたのであるが、北陸教團に於ける踊念佛と比較して、さも似た實況のやうにも思はるゝ。けれどもこの踊念佛と北陸教團のそれとがたゞ時代を同じうするばかりであつて、今これらを直ちに同一系統のものであるとは言はれないのである。

三

かくの如くして、本願寺覺如は宗義の上に於て空性(佛光寺)及び如道(北陸の教團)の異義を廢斥し、風儀の上に於ては一遍門下の異形を斥けたばかりでなく、その著改邪鈔に現はれた所によると、その他尙幾多の異流を廢斥して、つとめて宗義と宗風との統一を計り、これによつて教團に於ける中央集權の實を擧げんとしたのであつた。けれども覺如が異義矯正の旗印の下に、中央集權の獲得に努力すればするほど、各地に散在せる幾多の小教團は却て大谷本願

から離れて、自ら獨立せんとする傾向を示した。そして宗教的にも經濟的にも、その實力に於て寧ろ大谷本廟に勝つてゐたのが地方教團であつて、高田教團、佛光寺教團の如きは實にその顯著なものであつた。

實悟記拾遺にいでたる六箇條の第三にも「遠國ノ御直弟、京都ノ外ニ御本寺無之事」の一箇條を制定し、改邪鈔末の最後の條にも、

一、至極末弟ノ建立ノ草堂ヲ稱シテ本所トシ、諸國コソリテ崇敬ノ聖人ノ御本廟本願寺ヲハ參詣スヘカラスト諸人ニ障礙セシムル、冥加ナキクハタテノ事

と票して、次に

「祖師ノ御本所ヲハ莫如シ、自建立ノワタクシノ在所ヲハ本所ト自稱スルホトノ、冥加ヲ存セス利益ヲオモハサルヤカラ大懶慢ノ妄情ヲモテハ、マコトニイカテカ佛智無上ノ他力ヲ受持センヤ」

といへる所を見ると、覺如がいかに大谷本廟を教團の本寺とすることに努力せられたか、又たいかに教團の教權を掌握せんとするに焦慮せられたか、覺如のさうした苦心慘澹の跡が、この一語によつてまのあたりに見ゆるやうである。けれどもその苦心は全く水泡に歸した。覺如が自己の理想を實現しようともがいた結果、事毎に志と違ひ、却て反對の現象を呈するに至つたのである。

しかしながらこの反對の現象が、却て高田教團を生み、佛光寺教團を生み、北陸の教團を生んで、明治大正の今日遂に蘭菊美を争ふところの眞宗十派が成立したのである。

第五章 興正寺派の起原及びその發達

一

興正寺の開創者は何といつても佛光寺の經豪であると言はなければならぬ。

經豪は初め佛光寺を繼いでその第十四世となつたが、文明十四年に本願寺に歸して、名を蓮教と改め、本の佛光寺は肉弟經譽が代つて之を相續し、自らは山科に一字を創立して佛光寺の舊名を襲ひ、興正寺と號したのが、そもぐの起原である。

今その創立の事情について尙委しくいふならば、經豪が佛光寺を去りて、正しく本願寺（歸參したのは文明十四年八月（澁谷歴世略傳）であるけれど、同書の前文に、「于時蓮如、以無碍光如來爲本尊、於是呼稱無碍光派、經豪與之戮力謀張行、師父近親屢諫之不聽」とあるから、經豪が本願寺蓮如の高徳に歸服したのは、もつとそれ以前であるといはねばならぬ。顯誓の反古裏（刊本三）に、

「佛光寺蓮教ハ父往生ノ砌ヨリ類ニ歸參ノ望アリ。カノ門弟當流ヘ歸參ノ仁ニ立ヨリ願如上人ヘ申上ラレシカハ、則蓮如上人メシイダシ給フ、百ヶ日ノウチナリ。親父ハ津國平野ニテ卒逝アリキ、ヤカテ山科ヘ參拜シ、ムカシノコトク坊舎ヲタテハシメノ名ニカヘサレ興正寺ト號ス」

とある所を見ても明らかであつて、若き日の經豪の心中を捕へた蓮如の高徳も亦偲ばずに居られないのである。

二

そもぐ蓮如が山門の迫害をさけて北越に布教する間に、佛光寺は應仁の亂を避けて攝津平野郷附近にあつた。それがため却て攝河泉の地方は佛光寺教線の擴張を見るに至つたが、文明七年北陸からこの地へ遊化した蓮如も亦出口、

富田、堺の諸所を往返して到る處に祖業復興の實をあげたので、蓮如(本願寺)と經豪(佛光寺)とが當地に於て互に扶
けんとした當時の形勢を見た叡山の衆徒は、どうして之を默視することができよう。本願寺の勢力を恐れてこれを制
肘せんとしたのは必ずしも織田信長や徳川家康ばかりではなく、そこには既に山門の大衆に依つて著せられたこと
を知らねばならぬ。げにや本願寺と佛光寺との提携は山門にとつての一大鬼門であるから、茲に山徒は文明十三年十
一月三日、大講堂に群議して、本願寺無碍光流の一味たる佛光寺經豪をば、佛光寺教團から擯黜せんと志した。その
時の決議文は叡山より管領畠山氏へ達せらるゝ所であつて、現にその書状は佛光寺寶庫に傳はるところである。先づ
その包紙表書には「令啓達畠山殿」とあり、序でその本文は左の如くに認められてある。

「文明十三年十一月三日山門大講堂集會儀曰、

可早被啓達畠山殿事

右吾山者業安十二大願之尊像、勳業病悉除之秘術、龍亦殿三七和光之權現、新國土之安寧、所學者鎮護國家之要道、所修者除
災與樂之妙旨也。爰傾年吹塵風頰、扇台嶺法燈滿邪宗回海隔正法。依之隱靈神擁護之威、失佛陀濟度便。是以謗法輩爲山門
雖加制止猶以興行之間、加州一國既爲无主之國土民族致違行之條願可謂亡國歟嗚呼。公武思食忘一旦之債、下驕(尅力)
上之企、无御覺悟之條口惜數次第也。然汁谷佛光寺之事先年本願寺破却可及其沙汰之處、爲妙法院殿、於彼寺者非本願寺
一流之宗鉢、爲法類各別、當門跡侯人之由被仰分之間寬宥之處、近事居當國平野曾以不及善跡再興、興行、聞先祖相傳之法
流、无碍光之儀張行云云。亂滿之基太以不可說也。所詮退彼佛光寺之住持、本尊并聖以下山門江渡給者、以由緒器用之仁鉢
可定住持者也。然者敬神歸佛之根元、治國利民、善巧不可過元。上者耀王善逝之威光、施龜壽萬春、良樂、壽七社明
神之冥助、廻當家億兆、滿山之禪徒者、鑿鑿顯密之智劍、可抽子孫長久、松花千廻之懇祈之旨業儀訖、

この文書によれば、去る寛正六年正月の折、山門の徒は祇園の神人等と共に大谷本願寺を破却し、ついで佛光寺に

まで及ぼしたるが、妙法院門跡の斡旋によつて漸く事なきをえた。しかるに近來攝津平野に住して、先祖相傳の法
流を聞き、蓮如一派に加擔して無碍光の邪義を張行するとは實に言語道斷である。若し敢へて無碍光流を奉戴せんと
するならば迅かに佛光寺の住職を退き、そして本尊并に聖教以下すべてを山門へ相渡すならば、當方に於て立派の後
任住職を定める」といふ意味に外ならぬ。それであるからこの文書は正しく無碍光一派の心酔者たる佛光寺住職經豪
に向つて挑戦したる最初の山門訴状といはねばならぬ。

かうして叡山からは佛光寺の破却を管領畠山氏へ通達したけれども、これによつて蓮如に歸服した經豪の心が容易
に變ずるものでもなく、經豪は益々本願寺側に味方して行つた。翌年、再び山門の徒は佛光寺と縁故を有する妙法院
を使喚して、此の方面より經豪を弾劾せんとした。そのことは文明十四年四月、山門より妙法院に啓達せしめた書状
によつて分明である。現に佛光寺派本山寶庫に所藏さるゝ所であつて、包紙表紙には「妙法院御門跡御披露」とあり、
ついで本文を示せば左の如くである。

「文明十四年卯月廿六日山門大講堂集會儀曰

可早被啓達妙法院門跡事

右破邪歸正者佛教之太底、止惡修善者戒門法度也。爰大谷本願寺者邪法之張行、亡國之企遮眼之間、先年既依令破却、同流谷
佛光寺事可處同罪之處、爲當門跡御進止、非邪法之由被仰分之間、得其意之處、今般花恩院人納言无碍光衆一味段令露
顯之餘以外、濫吹也。然問江州末流之族爲國方可令追放之由申送畢、但兄弟内以正法發起之仁鉢、佛光寺住持職御補任在之
云云

依之末流輩就最負亦相分之由在之、然上者就邪正差別兩方與力輩註分可給也。然者重而而達亂明於无碍光衆同意者、

堅加罪科至根本如法之輩者可令免除之由群儀而已」

かうした手厳しい状が叡山の僧徒にとつて猶手ぬるいと考へられたものか、同年八月、重ねて山門より應務の妙法として、妙法院へ啓達せしめられた。その書状は同じく佛光寺派本山に所蔵さるゝ所であつて、包紙表紙には「爲應務沙汰、妙法院御門跡披露」とあり、ついで本山を示せば左の如くである。

「文明十四年八月 日山門大講堂集會儀曰、

可早被降達爲應務沙汰、妙法院御門跡事
右邊谷佛光寺事當住花恩院大納言无碍光、來本願寺依隨達、被放御被官、以正法興行仁辨御補任云云。偏市國民、大祇不過之者哉。然上者諸國末流輩、不組无碍光之邪法、可守本寺遺存之行議、旨可觸送、由、可被加嚴密之御成敗者也。借々見本願寺一類所行、講正法、破滅佛像經卷、誦倒神社佛閣、無佛世界、發行、前代未聞濫吹也。嗣近年加州爲、跡、追伏國務之重職、爲无主之國土、民之族、致違行、挾武將守護職同輩之所存之條、下越、其落、日月泥土、道理可爲、眼前者哉、誠而猶有餘者歟、此等子細任、舊貫、爲山門、雖、可令禁遏、世、世上念劇、先聞之慮也。若邪法同意大納言於御許容者、對御門跡、可令、擊胸之山詳義訖」

文明十四年に於ける四月と八月との兩度の山門訴狀は、佛光寺經豪を放逐せんがために、いかに陋劣なる痛罵を加へたものかは、本文を誦讀することによつて了解ができるであらうと思ふ。文中に花恩院大納言といふは則ち經豪その人のことである。かうした自己を追放せんとする書狀が、管領畠山氏より一回、妙法院門跡より二回までも披露せられた以上、經豪自らの前に、九寸五分の短刀をつきつけられたも同然である。此際彼はどうして平然たる態度で佛光寺に踏み留まることができよう。

こゝに於て形勢全く利なきを知つた彼れは、決然として佛光寺を去り、蓮如の門に投じたのであつた。時に文明十四年八月である。

三

佛光寺派本山寶庫に「文明十四年制法」と名くる一幅が傳來してある。すべて八ヶ條より成る掟書であるが、最後の年時をあらはす一行に不明な點があつて、その傳來を定むるに苦しむが、恐らくこれは本所妙法院から出たものであらう。そして經豪が佛光寺を退去したときに作製せられた制法たることは容易にうなづかるゝ所である。いはゆる制法とは左の如くである。

一書

- 一、爲本願寺邪法之間、不可參會之事
 - 一、中納言殿五人衆中永以一味之義、已後猶可爲正法再興之本意事
 - 一、今度邪法發行本人可達逐勸氣本意之事
 - 一、佛光寺門徒中、於邪法族者、雖爲一人、堅可加成敗之事
 - 一、爲一寺住持已下難法隨逐輩、不可有御許容之事
 - 一、佛光寺一門徒中、於奪取者、一段可及其沙汰之事
 - 一、寺家勤行法度已下如元可被執行之事
 - 一、爲寺家評定人衆如古可加門徒中已下其成敗之事
- 文明十四、八月六日自衆中 門跡候人
進上申候、

さて宗主を失つた佛光寺では直に性善の子で經豪の弟に當る經譽が後を繼いだが、門徒の興望は常に兄の經譽にあつたから、その時、佛光寺の末寺四十八坊の中で、四十二坊まで經豪に従つて本願寺に歸し、諸國の門徒も大半これに従つたから、残る所は僅に境内の六坊と小部分の僧俗とであつて、佛光寺は殆んど廢滅の苦境に陥つたのであつた。この情況を見た攝津平野郷内の奥野清順は、寺門恢復のために奮起し、各地の僧俗を勧誘して、強いて轉派を思ひ留まらしめたから、多少は(寺内六坊の如く)翻つたものもあるが、とに角佛光寺にとつてこの事件は容易に恢復のできぬ深創であつたにちがひない。

本願寺に歸した經豪は蓮如より名を蓮教と賜はり、山科に一字を建立して興正寺と呼んだ。蓋し興正とは佛光寺の舊號である。即ち現今の興正派興正寺の起原といへば遠くこの時にまで遡らねばならぬ。

四

興正寺開祖經豪は延徳三年四十歳にして没したが、その嗣蓮秀は天文元年以後、本願寺が大阪へ移轉すると共に興正寺も亦彼の地へ移して本寺と相離れず、その結果早くも本願寺の藩屏たるに至り、日蓮宗と本願寺との構和運動に努力して成功した籙により、天文四年十二月十八日遂に興正寺は本願寺の一家衆になつた(天文日記)。

かくて興正寺は本願寺に於ける勢力を漸次に發展せしめたが、第三世證秀に次いで、本願寺顯如の第三子顯尊が入つて第四世の傳燈を繼ぐに及び、從來本願寺と興正寺とが君臣の如き關係にあつたものが、今や一躍して同族間の關係となり、殆んど對等の位置にまで進んだ。他日、明治の新政に際し、別派獨立するの素因を醸成したのは實にこの時にありといはねばならぬ。

既にして顯尊の孫准秀の時に至るや、宗義上の紛擾を勃發させた。いはゆる月感騒動と稱するものである。即ち本願寺が學堂を興し、西吟を講主とするや、肥後の月感は「破邪明證」等の書を著はして、之を異解者と貶したのである。かうした二師の諍論は、引いて本願寺門主と興正寺門主との争となつて、興正寺准秀は、本願寺に反對して飽くまで月感を助けた。しかもこの事件の起るや、興正寺は木像、御影、僧階等すべて、本山同様におのれの末寺に對して之を免許したので、別派獨立の氣運は益々濃厚になつて往つた。例へば蓮如時代に勸修寺道德として知られた山科西念寺の如きは現今眞宗大谷派に屬する一寺院であるが、元は興正寺の末寺であつたのである。同寺に傳來する「方便法身尊形」一幅には左の裏書がついてある。

方便御身尊像	大谷本願寺釋實如花押
	文鎮元年 辛酉七月廿八日
	興正寺門徒
	山城國宇治郡勸修寺
願主	釋
明	了

願主明了とは西念寺第二世であつて、俗名を中村與一郎といひ、益續と名乗つた人である。由來興正寺門徒ではあるが、本末の關係上本寺の實如上人よりこの本尊が下されたのである。

また大阪東區北久太郎町大谷派妙琳坊に實如上人御裏の本尊がある。それが興正寺門徒に下されたものであること

は前の如くである。

大谷本願寺釋實如判
 永正十六年己卯五月十四日
 興正寺門徒
 方便法身尊形
 南庄今市庄(カ)
 墨屋下
 堺 釋正天(カ)

如是き二つの實例——さうした當然本寺たる本願寺のなすべき免許の數々を、今や興正寺の取扱ふに至つたことは實に僭越の沙汰といはねばならぬ。

かくて月感騒動は幕府がその罪を責め、准秀を越後に遷することによつて一時本願寺との和融は成立したけれども、しかしそれはたゞ外形上の解決にすぎなかつた。そして別派獨立の萌芽は益々培養せられて、その結果、遂に明治九年九月に至り第十四世本寂によつて、本願寺の羈絆を離れ、正に獨立したる眞宗中の一派となりえたのである。これによつてこれを見るに經豪が文明の古へ佛光寺を棄て、本願寺に歸順した一事が、終に無意義の結果を齎らすに至つたものといはねばならぬ。(完)

昭和九年十一月十五日 印刷
 昭和九年十一月廿八日 發行
 日本宗教叢書
 第十一回配本
 廿三

不許複製

編輯發行 東京市神田區一ツ橋通五三
 兼印刷人 株式會社 東方書院
 代表者 三井品史

印刷所 東京市小石川區久堅町一〇八
 共同印刷株式會社
 代表者 君山 啓

發行所 株式會社 東方書院
 電話九段三八四二
 振替東京六八六一二

終